

inches  
cm

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 8

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black

# Kodak Gray Scale




© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 Y 14 15 B 17 18 19









今村信行編著

民事訴訟法解疑

博聞社藏版

東京

神戶地裁

圖書之印

和洋四卷九



神戸地方  
裁判所  
圖書之印

和  
第  
四  
卷  
九

印

32001  
五/七  
五

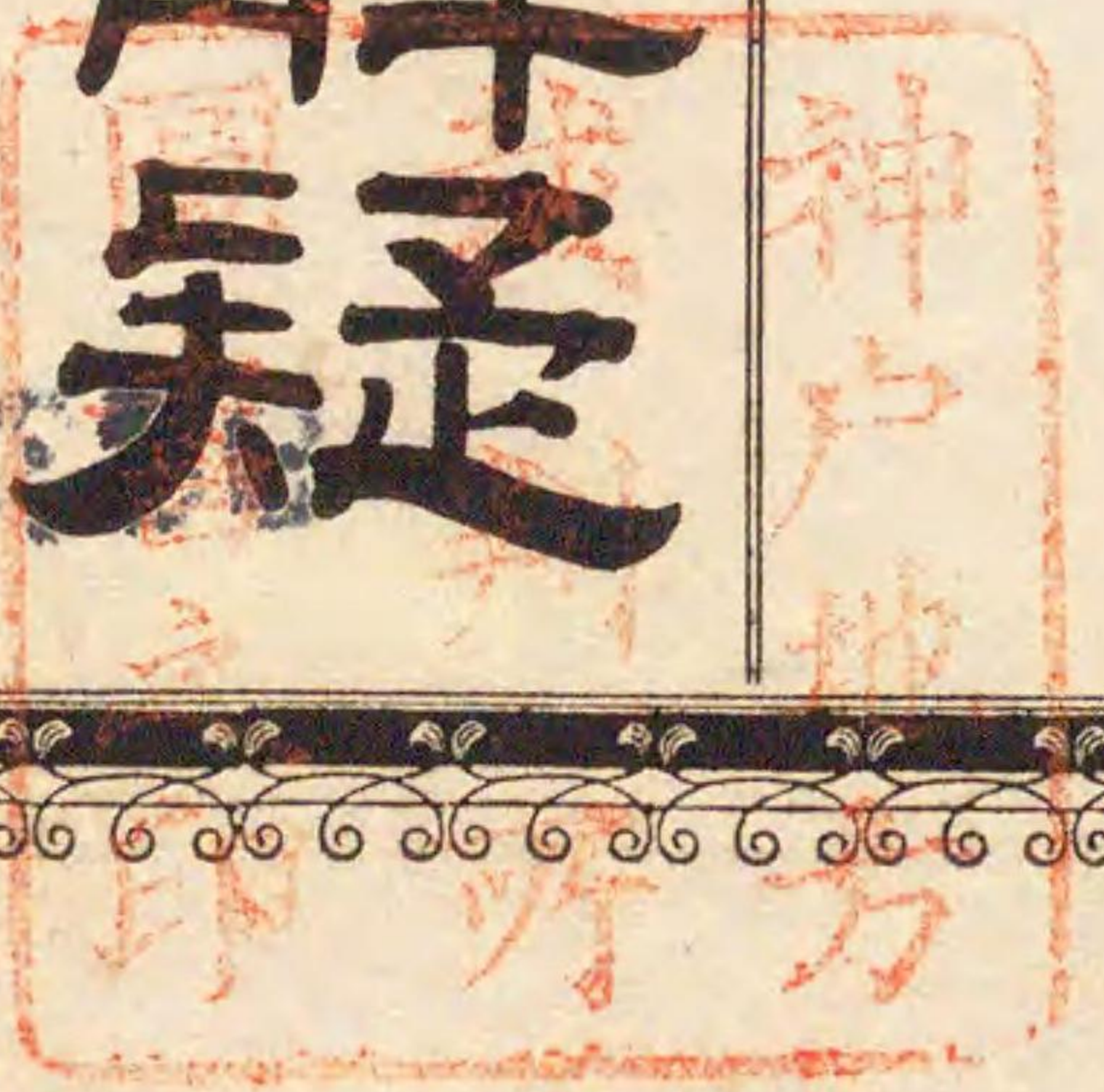


批  
第  
九  
册

今村信行編著

民事訴訟法  
全疑

東京  
博聞社藏版



東京  
博聞社藏版  
今村信行編著  
民事訴訟法  
全疑



緒言

民事訴訟法ノ施行ハ實ニ訴訟上ノ一大紀元ヲ爲スモノニシテ私權ノ救濟亦將ニ其面目ヲ一新セントスルモノアルニ似タリ此時ニ當テ就中執法ノ職ニ在ル者ハ實用ノ急ニ迫マラレ其討究ヲ務メ屢々書ヲ寄セ質疑セラレノ士尠トセス余ヤ淺識寡聞解疑ノ任ニ堪ヘサレト細索推考之ニ答フル

緒言

一





緒言

民事訴訟法ノ施行ハ實ニ訴訟上ノ一大紀元ヲ爲スモノニシテ私權ノ救濟亦將ニ其面目ヲ一新セントスルモノアルニ似タリ此時ニ當テ就中執法ノ職ニ在ル者ハ實用ノ急ニ迫マラレ其討究ヲ務メ屢々書ヲ寄セ質疑セラルノ士尠トセス余ヤ淺識寡聞解疑ノ任ニ堪ヘサレト細索推考之二答フル

緒言

一





所アリ其問答漸ク積テ卷ヲ爲ス頃日  
 辱知ノ士来テ之ヲ世ニ公ニセンコト  
 ヲ勸メテ止マス此ニ於テヤ纔ニ其編  
 次ヲ整ヘ民事訴訟法解疑ト名ケ梓ニ  
 付セリ是レ固ヨリ一家ノ私見ニ過キ  
 サレハ以テ講法ノ資ト爲スニ足ラス  
 ト雖モ若シ寸益ノ功ヲ收ムルアラハ  
 編者ノ幸榮之二過キサルナリ  
 明治二十四年七月

民事訴訟法解疑

目錄

第一編	總則	二
第一章	裁判所	同
第一節	裁判所ノ事物ノ管轄	同
第二節	裁判所ノ土地ノ管轄	六
第三節	管轄裁判所ノ指定	十
第四節	裁判所ノ管轄ニ付テノ合 意	十一
第五節	裁判所職員ノ除斥及ヒ忌 避	十三
第六節	檢事ノ立會	同

目錄

一



第二章 當事者

第一節 訴訟能力

第二節 共同訴訟人

第三節 第三者ノ訴訟參加

第四節 訴訟代理人及ヒ輔佐人

第五節 訴訟費用

第六節 保證

第七節 訴訟上ノ救助

第三章 訴訟手續

第一節 口頭辯論及ヒ準備書面

第二節 送達

第三節 期日及ヒ期間

十三丁

同丁

十七丁

二十丁

二十二丁

二十九丁

三十一丁

三十二丁

三十三丁

同丁

四十丁

四十二丁

第四節 懈怠ノ結果及ヒ原狀回復

第五節 訴訟手續ノ中斷及ヒ中止

第二編 第一審ノ訴訟手續

第一章 地方裁判所ノ訴訟手續

第一節 判決前ノ訴訟手續

第二節 判決

第三節 關席判決

第四節 計算事件、財産分別及ヒ此

ニ類スル訴訟ノ準備手續

第五節 證據調ノ總則

第六節 人證

第七節 鑑定

四十四丁

同丁

四十五丁

同丁

同丁

六十四丁

七十丁

七十五丁

七十六丁

八十五丁

八十七丁



第八節	書證	八十七丁
第九節	檢證	九十丁
第十節	當事者本人ノ訊問	同丁
第十一節	證據保全	同丁
第二章	區裁判所ノ訴訟手續	九十二丁
第一節	通常ノ訴訟手續	同丁
第二節	督促手續	九十八丁
第三編	上訴	百二丁
第一章	控訴	同丁
第二章	上告	百六丁
第三章	抗告	百九丁
第四編	再審	百十一丁

第五編	證書訴訟及ヒ爲替訴訟	百十二丁
第六編	強制執行	百十三丁
第一章	總則	同丁
第二章	金錢ノ債權ニ付テノ強制執行	百三十丁
第一節	動産ニ對スル強制執行	同丁
第一款	通則	同丁
第二款	有體動産ニ對スル強制執行	百三十一丁
第三款	債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行	百三十八丁
第四款	配當手續	百三十九丁



民事訴訟法解疑

今村信行 編著

第二節	不動産ニ對スル強制執行	六
第一款	通則	同
第二款	強制競賣	百四十丁
第三款	強制管理	同
第三節	船舶ニ對スル強制執行	百四十八丁
第三章	金錢ノ支拂ヲ目的トセサル 債權ニ付テノ強制執行	同
第四章	假差押及ヒ假處分	百五十一丁
第七編	公示催告手續	百五十三丁
第八編	仲裁手續	百五十九丁
		百六十丁

民事訴訟法解疑目錄畢

(問) 民事訴訟法ハ公法ナリヤ將タ私法ナリヤ

(答) 民事訴訟法ハ公法ニ屬スヘキカ私法ニ屬スヘキカハ學者間ノ一

問題ニシテ從來ハ私法ナリト斷言スル學者多カリキカ近時ニ至テ  
 ハ公法ナリト論スル者モ少カラス蓋シ公法ナリト云ヒ私法ナリト  
 論スルモ各一理アル所ナラン然レモ是等ハ法學者ノ法理論ニ任セ  
 置キ執法官等ハ敢テ之ヲ區別セサル可カラサルノ必要ヲ見ス元來  
 法律ヲ公法私法ニ區別スルノ當否スラ法理上未決ノ問題ニ屬シ已  
 ニ此區別ヲ爲スヲ以テ當レリトスルモ如何ナル點ニ依リ之ヲ區別

公法ト私法ノ解



メヘキヤニ付テモ亦定説ナシ唯一般ノ學者ハ其法律ノ支配ヲ受ク  
 ヘキ人格ニ依リ分ツモノ多キノミ此區別ノ憑據ヲ異ニスルニ從ヒ  
 民事訴訟法ニ付キ公法私法ノ決定モ亦異ナラサルヲ得スサレハ民  
 事訴訟法上ノ質議ニ對シ答解ヲ爲ス如キ輕易ノ事ニアラサルヘシ  
 然レモ強テ余カ意見ヲ述フヘシトナラハ余ハ之ヲ公法ナリト云ハ  
 ントス其理由ハ抑モ私法ハ一私人ト一私人トノ關係ヲ支配スルモ  
 ノニ止マレモ此民事訴訟法ハ一私人ト公ノ機關トノ間ノ關係ヲ支  
 配スヘキモノナルヲ以テナリ

第一編 總則

第一章 裁判所

第一節 裁判所ノ事物ノ管轄

(問) 訴訟物ノ價額ヲ定ムルコトニ付テハ第三條乃至第六條ノ規定アリ

ト雖モ原被告ノ中ニ利害ノ關係ニ依リテ價額上ニ差異ヲ生スルコ  
 トモアル可シ然ルニ原告ハ一般ノ價額ヲ標準トシ百圓以下ト見積リ  
 區裁判所ニ出訴シタルニ被告ハ百圓ヲ超過スルモノトシテ管轄違  
 ノ抗辯ヲ爲シタルトキハ被告ノ申立ヲ以テ價額ヲ定ムヘキモノナ  
 ルヤ

(答) 被告カ訴訟物ノ價額ヲ争ヒ管轄違ノ抗辯ヲ爲シタルトキハ強チ  
 被告ノ申立ヲ以テ標準ト爲シ難ク又原告ノ申立ニモ依リ難シ即チ  
 第六條ニ所謂必要ナル場合ノ一ニシテ裁判所ノ意見ヲ以テ果シテ  
 幾許ノ價ヲ相當トスヘキヤヲ定ム此場合ニハ裁判所ハ檢證鑑定ヲ  
 命シ之ヲ評價セシメ得ヘキナリ

(問) 借家人アリ已ニ賃借期限ノ滿了シタルコトヲ認メナカラ明渡ヲ爲  
 サ、ルニヨリ賃貸人ハ單ニ明渡ノミヲ訴フル場合ニシテ第五條第



三項ノ時期ニ關係ナキ訴ニハ幾許ノ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 時期カ係争物ニ非サルトキハ其訴訟ノ目的物即チ借家ノ價額ヲ訴訟物ノ價額トシテ印紙ヲ貼用ス可キモノナルヘシ

(問) 第六條ニ所謂必要ナル場合トハ如何ナル場合ナルヤ

(答) 訴訟物ノ價額ニ付キ争アルトキノ如キ是ナリ

(問) 證書取戻ノ訴ノ如キハ所謂財産權上ノ請求ナリヤ果シテ財産權上ノ請求ナリトセハ何ニ依リ價額ヲ見積リ印紙ヲ貼用ス可キヤ全ク價額ヲ見積ル可カラサルモノト爲スヤ

(答) 證書取戻ノ訴ノ如キハ財産權上ノ訴ナルヤ否ヤハ一概ニ論スル能ハサルヘシ彼ノ委任狀取戻ノ訴ノ如キハ財産權上ノ訴ト爲スヲ能ハサルヘシト雖モ預ケ置タル貸金證書取戻ノ訴ノ如キハ之ヲ財産權上ノ訴ト云フヲ得ヘシ然レモ人或ハ證書ヲ以テ權利ヲ證明

スルノ具タルニ過キスシテ財産ニ非スト論スルモノアラシカ前陳ノ如キ場合ハ證書ト雖モ當事者ニ取リテハ財産ト同様ノ價值アルモノナレハ之ヲ財産ト看做スモ不可ナカルヘシ而シテ其價額ハ證書面ノ金額ニ應シテ見積リ之ニ依リ印紙ヲ貼用シテ可然ト思考ス

(問) 不動産ノ明渡ノ訴ノ如キモ第二十二條ノ管轄ニ屬スヘキヤ

(答) 第二十二條ハ不動産上ノ物上權ニ依ル訴ハ總テ之ヲ管轄スル精神ナリ故ニ物上權ニヨル不動産明渡ノ訴ハ又本條ノ規定ニ從フヘシ

(問) 第九條第二項ニ區裁判所カ事物ノ管轄違ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ同時ニ判決ヲ以テ其訴訟ヲ所屬ノ地方裁判所ニ移送ス可シト在リ此場合ニ於テハ原告ノ申立ヲ要セサルヤ

(答) 本條第二項ハ第一項ヲ受ケテ之ト其手續ノ異ナル所ヲ示シタル



ニ過キス故ニ前項ト同様ニ原告ノ申立ヲ要スヘシ這ハ本法ノ主義トスル不干涉主義ヨリ考フルモ亦地方裁判所ニ於テノミ申立ニ依リ移送ノ言渡ヲ爲シ區裁判所ニ於テハ申立ヲ要セストスルノ理由ナキヨリ考フルモ其精神ヲ見ルニ足ル殊ニ斯ル場合ニ當リテ原告ハ移送ヲ求メスシテ其訴ヲ見合ハスモ一ニ其隨意ナレハ何ソ職權ヲ以テ移送ヲ爲スヲ要センヤ

第二節 裁判所ノ土地ノ管轄

(問) 第十一條第十五條ニ掲クル「兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍屬」トハ如何ナル人ヲ指稱スルヤ

(答) 兵役義務ノ履行ノ爲メノミニ服役スル者トハ即チ徵兵ニシテ其徵兵中軍屬ニ屬スヘキ者ハ陸軍省ノ規準ニ依レハ該徵兵中ニテ馬丁又ハ看病卒ヲ命セラレタル者ヲ指ス

(問) 數個ノ裁判所管内ニ普通裁判籍ヲ有スル數人ノ被告ニ掛リ一個ノ訴ヲ以テ訴ヲ提起セントスルモノアリ斯ル場合ニハ原告カ第二十五條ニ依リ管轄裁判所ヲ撰擇スヘキヤ將々裁判所構成法第十條第三號ニ依リ直近上級裁判所カ管轄裁判所ノ指定ヲ爲スヘキモノナルヤ

(問) 第十七條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テ其財産又ハ訴ヲ爲シテ請求スル物カ數個ノ裁判所管内ニ散在スルトキハ原告カ管轄裁判所ヲ撰擇スヘキヤ將々裁判所構成法第十條第三號ニ依リ直近上級裁判所カ管轄裁判所ノ指定ヲ爲スヘキモノナルヤ

(答) (前二問ノ答) 第二十五條ノ規定ハ共同被告人ノ普通裁判籍カ數個アルトキ(前問)ナルト普通裁判籍ト特別裁判籍ト併存スル場合ナルト特別裁判籍カ數個アル場合(後問)ナルトヲ問ハス之ヲ適用スルモ



ノナリ故ニ前二問ノ場合ハ原告カ管轄裁判所ヲ撰擇スヘキモノニシテ上級裁判所ノ指定スヘキモノニアラサルヘシ然ラハ裁判所構成法第十條第三號ハ如何ナル場合ニ適用スルヤノ疑ヲ生ス可ケレハ茲ニ之ヲ附答セン該條第三號ハ法律ノ規定ニ依ルモ何レノ裁判所カ裁判スヘキモノナルヤヲ決スル能ハサルトキニ適用スルモノニシテ假令ハ甲裁判所ノ管轄區域ト乙裁判所ノ管轄區域トノ間ニ流ル、河川ニ架セル橋梁ニ關シ争訟起リタルトキハ法律上兩裁判所ノ不動産上ノ專屬裁判籍ニ屬シ裁判權ヲ互有スルニ至リ又刑事ニ付テハ甲裁判所ト乙裁判所トノ兩管内ニ於テ暴動ヲ爲セシモノアリトセンニ犯罪ノ地ハ兩個ノ裁判所管内ニ在ルカ故之ヲ以テ管轄ヲ定ムル能ハス逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ管轄トセンカ兩裁判所管内ニテ同時ニ逮捕セリ然ラハ先ニ豫審又ハ公判ニ着手シタル裁

判所ノ管轄ニ屬セシメンカ兩裁判所ニテ同時ニ豫審又ハ公判ニ着手セリト然ルキハ法律上兩裁判所カ裁判權ヲ互有スルニ至ルモノニシスルトキニ上級裁判所ノ指定ヲ要スルナリ

(問) 訴訟カ財産權上ノ請求ニ非ラサルカ或ハ專屬管轄ニ屬スヘキモノニシテ管轄ニ付テノ合意ヲ許サ、ルモノナル場合ニ於テ管轄違ノ裁判所ニ訴ヲ起シタルトキハ訴狀ヲ被告ニ送達スル前原告一方ノミノ陳述ヲ聽キ直チニ訴ヲ却下スルヲ得ルヤ

(答) 第九十三條ノ規定ニ依レハ訴狀ニシテ第九十條第一號乃至第三號ノ規定ニ適スルキハ總テ口頭辯論ノ期日ヲ定メ之ヲ送達セサルヲ得サルモノナラン蓋シ本問ノ如キ合意ヲ許サ、ル管轄ニシテ其管轄違ナルヲ明瞭ナルトキハ裁判所ハ其訴ヲ却下スルコソ却テ便宜ナルカ如シ然レモ訴ノ起頭ニアツテハ裁判長之ニ干與スル



ノミニシテ裁判所ハ未タ之ヲ知ラサル所ナレハ裁判長ノ職權ノミ  
ヲ以テハ此却下ヲ爲スコトヲ得ス若シ之ヲ却下スル如キコトアラハ其  
却下不當ナルモ之ニ對シ救濟ノ途ナシ(第四百五十五條ノ抗告ハ手  
續ニ關スル申請ノ却下ニ限ル)況ヤ其送達前ニ在テハ裁判所カ判決  
ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得サルニ於テヲヤ

### 第三節 管轄裁判所ノ指定

(問) 管轄裁判所指定ノ申請ハ間々控訴院又ハ大審院ニ向テ爲サ、ル  
ヲ得サルノ場合アル可シ申請人ハ此申請ノ爲メ自身又ハ代理人出  
頭セサルヲ得サルモノトスルキハ訴訟人ノ不便不斟然ルニ第二十  
八條ノ法文ニハ必スシモ出頭スルニ及ハサルモノ、如シ斯ル場合  
ニハ原告住所ノ區裁判所ニ申請書ヲ差出シテ上級裁判所へ送達方  
ヲ請フモ差支無之ヤ

(答) 管轄指定ノ申請ハ遠隔ノ地ニ有テハ郵便ヲ以テ之ヲ差出ス事ヲ  
得ヘキ精神ナリ彼ノ明治六年四月第六十九號司法省達ニハ單ニ爾  
來郵便等ヲ以テ訴狀差出候者往々有之云々以來右等ノ書類差出候  
節ハ一切不取上其時々燒捨候トアルノミナレハ訴狀控訴狀上告狀  
等ハ郵便ニテ差出サハ燒捨テラルヘシト雖モ其他ノ書類ニ付テハ  
是等ノ制裁ナキヲ以テ郵便ニ付スルモ差支ナカルヘシ但區裁判所  
カ郵送費用ヲ取立テ之ヲ取次モ敢テ不可ナカラシ

### 第四節 裁判所ノ管轄ニ付テノ合意

(問) 管轄違ノ事件ニ付キ口頭辯論ノ期日ニ被告カ闕席シタル場合ニ  
於テハ第三十條ノ規定ニ從ヒ暗黙ノ合意アリタルモノト看做シ進  
テ本按ノ裁判ヲ下スコトヲ得ス必スヤ合意ナキモノト看做シ管轄違  
ノ裁判ヲ與ヘサル可カラスト考フ如何



(答) 被告カ闕席ノ場合ニ於テ其口頭辯論ノ際原告カ事實上ノ申立トシテ管轄ニ付テノ合意ヲ爲シタル旨ヲ供述スルトキハ第二百四十八條ノ規定ニ從ヒ被告之ヲ自白シタルモノト看做シ本按ノ闕席判決ヲ爲スコトヲ得可シ若シ原告ニ於テ右供述ヲ爲サ、ルキハ裁判所ハ其判決ヲ爲スニ付テハ實體法ナルト形式法ナルトヲ問ハス之ヲ適用シテ裁判ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ即チ管轄ニ關スル法律ヲ適用シ判決ヲ以テ之カ却下ヲ爲スコトヲ得ヘシ

(問) 第三十條ノ場合ニ於テ被告カ本按ノ辯論前ニ管轄違ノ申立ヲ爲ス能ハサリシコトヲ疎明主張シ毫モ被告ニ過失ナキモノト認ムルトキハ其主張ヲ採用スルコトヲ得ルヤ第二百六條ノ精神ヨリ推ストキハ斯ル場合ニハ其主張ヲ許シテ不可ナキカ如シ如何

(答) 第二百六條末項ニ該當スル場合ナレハ其主張ヲ許スコトヲ得ヘシ

第五節 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避

第六節 檢事ノ立會

(問) 第四十二條第五號ノ「無能力者ニ關スル訴訟」トハ無能力者ニ對スル貸金催促ノ訴訟等モ包含ス可キヤ

(答) 茲ニ「無能力者ニ關スル訴訟」ト云フハ獨リ能力如何ニ付テノ訴訟ノミナラス無能力者ニ對スル財産權上ノ訴訟ノ如キモ其無能力者タル者ノ保護ノ爲メニ檢事之ニ立會フヘキモノナルヘシ

第二章 當事者

第一節 訴訟能力

(問) 第四十五條第二項ニ於テ「原告若クハ被告ニ危害アリ且欠缺ノ補正ヲ爲シ得ルモノト認ムルトキハ云々其欠缺ノ補正ヲ爲ス條件ヲ



以テ一時訴訟ヲ爲スヲ許スコトヲ得トアレヒ假差押假處分ノ行爲ニ付テハ許否ノ規定ナシ右ハ假差押假處分ニモ本條ヲ準用スヘキモノナルヤ

(答) 一般ニ訴訟ヲ爲ス事ヲ許スモノナレハ假差押假處分ノ行爲ニ付テモ之ヲ至當ト認ムレハ許スヲ得ヘシ

(問) 訴訟能力、法律上代理人タル資格及ヒ訴訟ヲ爲スニ必要ナル授權ニ欠缺アル場合ニ於テ第四十五條第二項ニ依リ遲滯ノ爲メ原告若クハ被告ニ危害アリ且其欠缺ヲ補正シ得ルモノト認メ一時訴訟ヲ爲スヲ許スルハ訴狀ヲ被告ヘ送達スル等ノ事ヲ爲サスシテ相當ノ期間ヲ定メ其補正ヲ爲サシムヘキモノナルヤ若シ期間内ニ補正ヲ爲サ、ルトキハ訴ヲ却下スルヲ得ヘキヤ

(答) 此規定ニ依リ一時訴訟ヲ爲スヲ假ニ許ストキハ一面ハ相當ナル期間ヲ定メ其欠缺ノ補正ヲ爲サシメ一面ハ通常ノ如ク訴訟ヲ進行セシムヘキモノナレハ第九十三條ノ規定ニ從ヒ訴狀ヲ送達スヘシ而シテ期間内ニ欠缺ヲ補正スルキハ其已前ニ溯リ初メヨリ完全ナル資格ヲ有セシモノト看做スナリ若シ其補正期間内ニ之ヲ爲サ、ルトキハ裁判所ハ訴ヲ却下スルヲ得ヘシ然レヒ未タ却下ナキ内ハ第四十五條第二項末段ニ依リ判決ニ接着スル口頭辯論ノ終結迄其欠缺ヲ補正シ之ヲ追完スルヲ得

(問) 第四十六條ニ定メタル特別代理人ハ原告ノ指名スル者ニ其代理ヲ任スルモノナルヤ將タ裁判長ニ於テ特選スルモノナルヤ若シ裁判長カ特選スルモノトセハ如何ナル者ヲ以テ之ニ充ツヘキモノナルヤ

(答) 本條ニ所謂特別代理人ハ裁判長ノ意見ヲ以テ適當ト認ムル者ヲ



選定スルモノナリ尤モ獨逸ニ於テハ多ク辯護士ニ之ヲ命スト云フ  
本邦ニ於テモ辯護士ニ任スル方便利ナル可シ然レモ被告人タル者  
ノ親族等アレハ之ニ任スルモ亦可ナリ

(問) 訴ノ起頭ニ於テ裁判所カ訴訟能力、法律上代理人タル資格及ヒ訴  
訟ヲ爲スニ必要ナル授權ニ欠缺アルコトヲ發見スル場合ニ於テハ訴  
狀ヲ被告ニ送達スル等ノ手續ヲ爲サスシテ訴ヲ却下スルコトヲ得ル  
ヤ

(答) 第九十三條ノ規定ニ依レハ訴狀ニシテ第九十條第一號乃至  
第三號ノ規定ニ適スルキハ總テ口頭辯論ノ期日ヲ定メ之ヲ送達セ  
サルヲ得サルモノナラン蓋シ第四十五條第一項ノ規定ニ依レハ此  
ノ欠缺ニ付テハ裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス職權  
ヲ以テ調査シ得ヘキモノナレハ訴狀送達前ト雖モ此欠缺アルトキ

ハ訴狀ノ却下ヲ爲シ得ヘキカ如シ然レモ訴ノ起頭ニアツテハ裁判  
長之ニ干與スルノミニシテ裁判所ハ未タ之ヲ知ラサル所ナレハ裁  
判長ノ職權ノミヲ以テハ此却下ヲ爲スコトヲ得ス若シ之ヲ却下スル  
如キコアラハ其却下不當ナルモ之ニ對シ救濟ノ途ナシ(第四百五十  
五條ノ抗告ハ手續ニ關スル申請ノ却下ニ限ル)況ンヤ送達前ニ在テ  
ハ裁判所カ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得サルニ於テヲヤ

### 第二節 共同訴訟人

(問) 起訴ノ當時甲一名ヲ被告トシテ訴タルニ口頭辯論ノ後更ニ乙一  
名ヲ被告ニ加ヘサルヲ得サルトキハ共同被告トシテ之ニ追加スル  
コトヲ得ルヤ

(答) 一ノ訴ニ於テ數人ヲ共同被告トシテ相手取ルヘキモノヲ一人ノ  
ミ相手取り他ヲ遺脱シタルトキハ其訴狀ニシテ未タ相手方ニ送達



前ナレハ一時訴狀ノ差戻ヲ申請シ之ニ加筆シテ提出スルヲ得ヘ  
 シト雖モ訴狀送達以後原告ハ他人ヲ被告トシテ其訴訟ニ追加スル  
 ヲ得ス(從前ノ追加被告ハ新法ニ於テ採ラサル所ナリ)其之ヲ爲ス  
 能ハサルノ理由ハ共同訴訟人(就中共同被告)ナルモノハ一個ノ訴ヲ  
 以テ數人ヲ共同ニ訴フルモノニシテ後ニ其訴訟ニ追加スルモノヲ  
 云フニ非ス後ニ其訴訟ニ加ハルモノハ參加ノ性質ニ屬ス然レモ本  
 法ノ參加ハ原告カ他人ヲ被告トシテ其訴訟ニ加ハラシムルノ權ヲ  
 附與セス若シ加斯セハ他人ヲシテ強テ其訴訟ノ程度ニ從ヒ加入セ  
 シメサル可カラサルカ故被告ヲシテ充分ナル權利伸張ノ途ヲ塞ク  
 ニ至ラシムルヲ以テ法律ハ之ヲ許サ、ルナリ然ラハ斯ル場合ニハ  
 全ク救濟ノ途ナキヤ否必スシモ之ナキニアラス其新ナル被告ニ對  
 シ新ナル訴ヲ起シ第二百二十條ノ規定ニ從ヒ訴訟ノ併合ヲ申立ツヘ

キナリ尤モ管轄違ノモノニ付テハ此救濟ノ途モ行ハレサル可シ蓋  
 シ第二百二十條ハ本問ノ如キ場合ヲ慮リ規定スルモノニシテ其末段  
 ニ元來一個ノ訴ニ於テ主張シ得ヘカリシトキニ限ルトノ明文ヲ了  
 解セハ自然明瞭ス可シ

(問) 第五十條第一項ニ訴訟ニ係ル權利關係カ合一ニノミ確定ス可キ  
 キニ限り左ノ規定ヲ適用ス「トアレハ訴訟費用ニ付テハ本條ノ規定  
 ヲ適用スルヲ得サルモノト解スヘキヤ

(答) 假令共同訴訟人ノ權利關係カ合一ニ確定スヘキモノト雖モ其訴  
 訟費用ノ負擔必スシモ共通均一ナルニ限ラス故ニ其費用ニ付テハ  
 本條ニ拘ハラス第八十條ノ規定ニ從フヘキモノナラン

(問) 第五十條第二項第三項ノ規定ニ於ケル共同訴訟人間ノ關係ハ孰  
 レモ共同訴訟人カ一同ニ出頭セル場合ヲ豫見シテ之ヲ規定セシモ



ノナルヤ將タ共同訴訟人中ノ或人ガ闕席セル場合ヲモ包含セルヤ  
(答) 共同訴訟人カ一同出頭シタル場合モ亦或ル者カ闕席シタル場合  
ニモ通シテ適用スヘキ精神ナリ

(問) 第五十條第二項ニ共同訴訟人中ノ或ル人ノ攻撃及ヒ防禦ノ方法  
ハ他ノ共同訴訟人ノ利益ニ於テノミ効ヲ生ストセシハ如何ナル理  
由ナリヤ

(答) 共同訴訟人ノ或ル者ノ行爲ハ他ノ共同訴訟人ヲ害セサルヲ以テ  
原則トス然レモ他人ニ代リ其利益ヲ享有セシムルヲ妨ケサルナ  
リ故ニ彼ノ民法上ノ事務管理ノ理論ト同様ニ其利益ニ於テノミ効  
カヲ生セシム

### 第三節 第三者ノ訴訟參加

(問) 第五十一條ノ主參加ト云ヒ第五十三條ノ從參加ト云ヒ共ニ本訴

訟ノ第一審又ハ上級審ニ繫屬中ニ爲セハコソ長ク訴訟ヲ併合スル  
ノ利益モアルヘシト雖モ其判決アリタル後ニ之ヲ爲スモ何ノ利益  
モナカル可シ然ルニ右兩條ニ於テハ權利拘束ノ繼續スル間之ヲ要  
求シ得ヘキモノト爲スカ故已ニ判決アリタル後ト雖モ未タ判決ノ  
確定セサル間ハ參加ヲ爲シ得ヘキカ如シ是レ參加ノ本旨ニ矛盾シ  
タル規定ニアラスヤ

(答) 判決カ確定セサル間ハ主參加ニテモ從參加ニテモ要求ヲ爲サシ  
メテ不都合アルヲ見ス何ントナレハ主參加ヲ爲ストキハ第五十二  
條ノ規定ニ依リ本訴訟ノ中止ヲ命スルヲ得(第百八十六條參照)又  
從參加人ハ判決確定セサル間ハ第五十四條ニ依リ上訴ヲ爲シ得ヘ  
キモノナレハナリ

(問) 第六十二條第四項ノ申立ニ依リ被告ヲ其訴訟ヨリ脫退セシムル



ハ命令ヲ以テスヘキヤ決定ヲ以テスヘキヤ將タ判決ヲ以テスヘキヤ

(答) 本條ノ脱退ハ第五十八條ト同様ニ判決ヲ以テ之ヲ爲ス蓋シ茲ニ判決ナル語ヲ用井サリシハ該條ヲ準用スルハ論ヲ俟タサルカ故ナラン

### 第四節 訴訟代理人及ヒ輔佐人

(問) 民事訴訟法ニ於テ訴訟代理ノ節ヲ設ケラレタル以上ハ明治十七年太政官第一號布達訴訟代理人許可及ヒ之カ差止ニ關スル規則ハ消滅ニ歸シタルモノナリヤ果シテ然ランニハ三百代言輩ノ弊ヲ免カレル可シト信ス如何

(答) 新法ニ訴訟代理ノ規定アル以上ハ明治十七年太政官第一號布達ハ消滅ニ歸シタルモノト云ハサルヲ得サルヘシ蓋シ第四十三條第

一項ニ於テハ本人自ラ訴訟ヲ爲サ、レハ必ス辯護士ヲ以テ訴訟代理人ト爲シ其他ノ者ニハ之ヲ許サ、ルヲ原則トシ同條第二項第三項ニ於テハ地方裁判所以上ニ在テ辯護士アラサル場合ニ限り親族雇人ヲシテ訴訟代理人タルヲ得セシメ區裁判所ニ在テハ本人自ラ訴訟ヲ爲サ、ルヲ辯護士アルモ親族雇人ヲ以テ訴訟代理人ト爲スヲ得セシム而シテ其親族雇人モナキヲ裁判所ニ於テ認ムルキニ非サレハ他ノ訴訟代理人ヲ許サ、ルカ故三百代言輩ノ爲メ健訟ノ弊ヲ生スルカ如キハ万々アルマシト思考ス

(問) 第六十三條ハ縣知事又ハ郡長ノ如キモノカ原被告トナリ訴訟ヲ爲ス場合モ亦之ニ從ハサルヲ得サルヤ

(答) 明治廿四年勅令第三號ノ規定ニ依リ省令ヲ以テ國ヲ代表スル權利ヲ委任スルノ定メアル場合例ハ收稅ニ關シテハ收稅官吏ニ委



任スルノ類)ハ格別然ラサレハ縣知事郡長等ト雖モ此規定ニ從ハサルヲ得サルヘシ

(問) 第六十三條第三項ノ區裁判所ニ於テ訴訟代理人ヲ以テ訴訟ヲ爲スヲ得ル場合ハ其代理人タル者ハ必ス辯護士又ハ親族若クハ雇人ニ限ル譯カ又ハ親族若クハ雇人在ラサルトキハ他ノ訴訟能力者ヲ以テ訴訟代理人ト爲シ得ヘキヤ

(答) 第六十三條第三項ノ規定ハ同條第二項ノ規定中「若シ此等ノ者」トアル以上ノ法文ヲ受ケ之カ例外ヲ設ケタルモノナルヲ以テ第三項ノ場合ニモ第二項ノ「若シ」以下ノ法文ヲハ適用スヘキ精神ナリ要スルニ地方裁判所ニ於テハ第一段ニハ本人自ラ訴訟ヲ爲シ本人自ラ爲サ、レハ第二段ニ辯護士、辯護士ナキトキハ第三段ニ親族雇人、親族雇人ナキトキハ第四段ニ他ノ訴訟能力者ヲ以テ訴訟代理人ト爲ス

スヲ得セシム然レハ區裁判所ニ於テハ事ノ簡易ナランヲ欲シ本人自ラ訴訟ヲ爲サ、ルトキハ第二段ニ辯護士ノミナラス親族雇人ヲ以テ訴訟代理人ト爲スヲ得是等ノモノナキトキハ第三段ニ他ノ訴訟能力者ヲ以テ訴訟代理人ト爲スヲ得セシメタルモノニシテ唯辯護士親族雇人ヲ同班ニ置キ其何レヲモ撰擇ニ任セタルノミ

(問) 第六十三條ノ規定ニ依レハ本人自ラ訴訟ヲ爲サ、ルトキハ辯護士ヲ以テ訴訟代理人ト爲シ辯護士アラサルカ又ハ之レアルモ他ノ事情ニ依リ委任ヲ爲ス能ハサルモハ訴訟能力者タル親族若クハ雇人若シ亦此等ノモノナキカ或ハ正當ナル事情アルトキハ他ノ訴訟能力者ヲ以テ訴訟代理人ト爲スヲ得ルハ當然ナリト思考ス然ルニ單ニ右等ノ申立ノミニテ輒ク之ヲ許ストキハ本條ノ制限ハ有名無



實ノ徒法ニ屬スヘシ故ニ本條ノ趣旨ヲシテ貫徹セシメンニハ果シテ其事實ノ存スルヤ否ヲ確カメサルヲ得ス之ヲ確ムルニハ證明書ヲ提出セシムルノ外途ナシ依テ本節中夫等ノ明文ナキモ裁判所ニ於テ適宜ニ取扱フヲ得ヘキヤ

(答) 右等ノ事項ニ付テハ裁判所ノ信シ得ヘキ程度ニ任ス但必スシモ書面ヲ要スルノ精神ニハ非サルヘシ

(問) 第六十四條第二項ノ相當官吏トハ如何ナル官吏ヲ指スヤ

(答) 此相當官吏ハ場合ニ依リ異ナルアレトモ裁判所書記又ハ市町村長ヲ包含ス尤モ市町村長ハ公吏ナレハ官吏ト云フ内ニ包含スルハ不當ナリト云フ者モアラシカ市町村長ハ一方ニハ自治体ノ公吏トシテ一方ニ於テハ行政上ノ官吏トシテノ職務ヲモ行フモノナレハ此内ニ入レテ解釋スルモ不當ニハ非サルヘシ

(問) 辯護士カ訴訟代理ノ委任ヲ受ケタルトキハ其受任中ニハ強制執行ニ依リ受クヘキ債權ノ辨濟ヲ領収スルノ權ヲモ包含スルヤ將タ

特別ノ委任アルニ非サレハ之ヲ領収スルノ權ナキヤ

(答) 債權ノ辨濟ヲ受クルハ權利行爲ニ屬シ訴訟上ノ行爲ニ非ラサルヲ以テ特別ノ委任アルニ非ラサレハ之ヲ領収スルヲ得サルヘシ然レモ法律ハ第六十五條ニ依リ便宜上相手方ヨリ辨濟スル費用ノ領収丈ハ特ニ訴訟代理ノ委任中ニ包含スルモノトセリ

(問) 第六十三條ニ定メタル辯護士ノ外ノ訴訟代理人ハ盜罪又ハ詐欺ノ所業ニ付キ刑ヲ受ケタル者保釋中又ハ責付中ノ者家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者辯護士除名ノ處分ヲ受ケタル者等ニモ之ヲ許スノ精神ナルヤ若シ法律上是等ノ者ハ代理人タルヲ許サストセハ何等ノ法條ニ依リ之ヲ退斥スルヲ得ヘキヤ



(答) 法律ニ制裁ナキ限リハ之ヲ退斥スルノ途ナカルヘシ

(問) 第六十五條ノ訴訟委任ノ訴訟行爲中ニハ督促手續ノ申請ヲモ包含スルヤ

(答) 訴訟委任中ニ包含スルモノナラン

(問) 訴訟ノ起頭ニ於テ委任ノ欠缺ヲ發見シタルトキハ訴狀ヲ被告ニ送達スル前ニ訴ヲ却下スルコトヲ得ヘキヤ

(答) 第九十三條ノ規定ニ依レハ訴狀ニシテ第九十條第一號乃至第三號ノ規定ニ適スルトキハ總テ口頭辯論ノ期日ヲ定メ之ヲ送達セサルヲ得サルモノナラン蓋シ第七十條第一項ノ規定ニ依レハ此欠缺ハ其代理人ナキモノト看做ス程ナレハ其欠缺アルヲ明カナルトキハ裁判所ハ訴ヲ却下スルコソ却テ便宜ナルカ如シ然レモ訴ノ起頭ニアリテハ裁判所長之ニ干與スルノミニシテ裁判所ハ未タ之

ヲ知ラサル所ナレハ裁判長ノ職權ノミヲ以テ此却下ヲ爲スヲ得ス若シ之ヲ却下スル如キコアラハ其却下不當ナルモ之ニ對シ救濟ノ途ナシ(第四百五十五條ノ抗告ハ手續ニ關スル申請ノ却下ニ限ル)況ヤ訴狀送達前ニ在テハ裁判所カ判決ヲ以テ却下ヲ爲スコトヲ得サルニ於テモヤ

### 第五節 訴訟費用

(問) 第七十二條ニ於テ權利伸張又ハ權利防禦ニ必要ナリト認ムルモノニ限ルト云フ内ニハ辯護士ノ報酬ヲモ包含スヘキヤ

(答) 本法ニ於テハ本人訴訟ノ主義ヲ採ルヲ以テ辯護士ハ必スシモ必要ナルモノニアラス故ニ其報酬ノ如キハ此必要ナル費用ト認ムル能ハサルヘシ然レモ第二百二十七條ニ依リ辯護士ノ附添ヲ命シタルトキハ其報酬ハ必要ノモノタルナリ故ニ訴訟費用中ニ算入スヘシ



是レ民事訴訟費用法第八條ニ之カ規定アル所以ナリ

(問) 訴訟費用確定ノ決定中ニハ當初訴ノ提起ヨリ判決言渡迄ノ費用ノミニシテ判決正本ノ送達ノ申請ニ係ル訴訟印紙代及ヒ其送達費等ハ之ニ組入ルヘキモノニ非サルカ

(答) 此等ノ費用モ亦訴訟費用中ニ加入スヘキモノナルヘシ

(問) 民事訴訟法上ノ明文ニ依リ裁判所ノ職權ヲ以テ證據調ヲ命シタル費用及ヒ職權ヲ以テ期日變更ヲ爲シタルキノ送達費用等ハ國庫ヨリ支辨スヘキモノナルカ將々當事者ヨリ支出スヘキモノナルヤ

(答) 假令職權ヲ以テ證據調ヲ命シ又ハ期日ヲ變更スルモ之ニ依テ生スル費用ハ國庫ノ支辨ニ屬スルノ限リニ非ス期日變更ノ送達費ノ如キハ原告ヨリ豫納セシメ之ヲ以テ一時支辨シ又證據調ニ付テハ之ニ依リ利益ヲ生ス可キ者又ハ原告ヨリ豫納セシム可キヤハ受訴

裁判所ノ意見ニ任ス可キモノナラン尤モ這ハ一時ニ止リ結極敗訴者ノ負擔ニ歸スヘキモノナリ

(問) 登記官吏又ハ公證人ニ對シ其職務執行ニ關スル抗告ヲ爲スモノアリ其裁判上若シ登記官吏又ハ公證人カ曲者トナルキハ訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ國庫又ハ公證人ノ負擔ニ歸スヘキヤ

(答) 登記事務ニ關シ登記官吏ニ對スル抗告公證事務ニ關シ公證人ニ對スル抗告ノ如キハ明治十九年司法省令甲第三號ニ依ル非訟事件ノ抗告ナリ故ニ假令民事訴訟費用法第十六條ノ定規アルモ這ハ密ニ算定法ヲ準用スルニ過キスシテ其負擔方法ノ如キハ民事訴訟法ニ依リ難カルヘシ

### 第六節 保證



第七節 訴訟上ノ救助

(問) 第九十五條ニ依リ訴訟上ノ救助ヲ取消シタル場合ニ於テ其救助ヲ受ケタル者ヨリ救助ニ係ル費用ヲ上納セサルトキハ訴訟進行ハ之ヲ停止スヘキヤ若シ停止セサルモノトセハ之ニ對スル制裁如何

(答) 當事者ノ一方カ救助ノ費用ヲ還納スルコトヲ怠タリシトテ之カ爲メ訴訟ノ進行ヲ停止セハ爲メニ相手方ノ不利タルヘシ法律ハ斯ルコトヲ許サス其救助ノ取消サレタルトキ救助ニ係ル費用ヲ取立ツルハ執達吏ヲシテ之ヲ徴收セシムヘキヲ以テ訴訟ノ進行ニハ影響ヲ及ボサ、ルヘシ

(問) 訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ハ第百條ノ條件到來スル迄ハ何時迄モ裁判費用ノ假免除ヲ得ルモノナリヤ又受救助者ニ附添ヒタル執達吏辯護士モ受救助者ニ於テ敗訴トナルトキ同シク資力ヲ得ルマテ手數料又ハ報酬ヲ要求スルコトヲ得サルヤ

(答) 訴訟上ノ救助ヲ與フルノ精神ハ權利ヲ伸張スヘキ理由ヲ有スルモ貧窮ニシテ費用ヲ支辨スル能ハサルカ爲メニ之ヲ伸張セサルトキハ所謂原被ノ權利ハ平等ナリトノ原則ヲ空フスルカ故訴訟中一時支辨猶豫ヲ與ヘ以テ權利伸張ノ途ヲ開達セシムルノ旨趣ニ出ツ是ヲ以テ其訴訟完結シ受救助者カ敗訴スルニ至ラハ直チニ其資力ノアラン限り之ヲ取立ツルコトヲ得ヘシ

第三章 訴訟手續

第一節 口頭辯論及ヒ準備書面

(問) 從來ハ明治十七年九月丁第二十號司法省達ニ基キ審理中其訴法ニ付至急仕拂ノ用ニ充ツル爲メ出訴ノ際必ス原告ヲシテ金圓ヲ假



納セシムルヲ得ヘキ規定ナリシカ新法實施後右達ハ當然消滅ニ歸シタルモノナルヤ

(答) 書類送達ノ如キハ多ク執達吏ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ以テ其立替金及ヒ手數料ハ執達吏之ヲ取立ツルヲ得ヘキ場合多ク證據調ニ至リテハ其費用ノ豫納ヲ要スルトキハ第二百八十八條ノ規定ニ依ルヘキナリ左レハ一般ノ場合ニ於テ必スシモ金圓ノ假納ヲ必要トセス然レモ之レカ爲メ明治十七年九月丁第二十號達ハ新法ノ規定ニ牴觸スルモノト云フ可カラサルヲ以テ當然消滅ニ歸シタリト看做ス能ハス故ニ以上ノ外ニ費用ノ支拂ヲ要スヘキモノアリトセハ原告ヲシテ金圓ノ假納ヲ爲サシムルモ決シテ不適法ニハ非サルヘシ

(問) 第一百七條ノ規定ニ於ケル附屬書類トシテ添付スヘキモノニハ民事訴訟用印紙法第六條又ハ第十條等ノ印紙ヲ貼用スルニ及ハサルヤ

(答) 附屬書類ニハ別段印紙ヲ貼用スヘキニ非ス

(問) 從來學者ノ議論ニ於テ法律ハ裁判官ノ熟知スル所ナルヲ以テ當事者ハ之ヲ述フルノ要ナク單ニ事實上ノ演述ニ止ム可シトノ説アリ然ルニ第一百十條第二項ニ「當事者ノ演述ハ事實上及ヒ法律上ノ點ニ於ケル訴訟關係ヲ包括ス可シトアルハ此學說ト全ク反對ニシテ當事者ハ法律上ノ演述ヲモ爲サ、ル可カラストスルノ精神ナリヤ

(答) 法律ハ裁判官ノ熟知スヘキハツノモノナレハ當事者ハ之ヲ演述スルニ及ハストハ理論上或ハ然ラン然レモ訴訟ノ關係タル事實上ノ事ト法律上ノ事トハ相牽連スルカ故共ニ其意見ヲ演述(法律上ノ



討論ヲ爲スニ非ス)ス可キモノト爲スニアリ殊ニ本條ハ總則ニ係ル  
ヲ以テ上告審ニモ適用スヘキモノニシテ其上告審ニ於テハ法律上  
ノ意見ヲ述ヘシムルヲ必要ナルヘシ

(問) 第百十五條乃至第百十七條ヲ一讀スルトキハ裁判官カ當事者ノ  
申立以外ニ逸シ職權上ニテ調査ヲ爲スモノニシテ恰モ本法ノ不干  
渉主義ノ原則ニ反スルモノ、如シ或ハ是等ノ事ハ裁判官自己ノ學  
識經驗ニ照シ鑑別スルト同シク管ニ裁判官ノ心證ヲ確ムル方法ニ  
シテ當事者ノ申立ノ範圍外ニ非スト爲スヤ

(答) 是等ノ規定ハ強チ不干涉主義ノ原則ノ例外タルニ非スシテ當事  
者ノ申立タルモノニ付裁判所ノ考覈ノ爲メ必要ナルヲ以テ此權ヲ  
與ヘタルモノナリ蓋シ裁判所ハ申立以外ニ渉ルヲ得スト雖モ正確  
ナル裁判ヲ爲スヲ務ムヘキモノナルヲ以テ斯ル規定ヲ必要トス

ルモノナラン

(問) 第百二十七條第一項ノ規定ニ從ヒ演述ヲ禁止スルニハ決定書ヲ  
作り之ヲ言渡スヘキヤ

(答) 此禁止ノ決定ハ口頭辯論中ニ在テハ口頭ニテ言渡シ第百三十條  
第五號ノ規定ニ從ヒ書記ヲシテ調書ニ記載シ之ヲ明<sup>○</sup>確ニセシムレ  
ハ可ナリ然レモ其都合ニ依リ決定書ヲ別ニ作り之ニ依リ言渡セハ  
尙ホ丁寧ナルヘシ

(問) 第百二十七條第二項ニ依リ訴訟代理人若クハ輔佐人ヲ退斥スル  
ハ口頭辯論前ニ於テモ亦之ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 本條ノ規定ハ元來口頭辯論ノ場合ニ適用スルヲ通例トスレモ此  
退斥ヲ爲スノ權ハ口頭辯論前ニ之ヲ施行スルモ敢テ妨ケナカルヘシ

(問) 口頭辯論ノ調書ハ第百二十九條ノ場合ニ於テハ口頭辯論ノ爲メ



規定シタル方式ヲ遵守シタルヲ證スル爲メニ之ヲ作ルモノ、如ク第三百三十條ノ場合ニ於テハ訴訟進行中重要ナル事柄ヲシテ他日變更等ノ危険ナカラシムル爲メニ記載スルモノ、如シ果シテ然ラハ民事訴訟ノ口頭辯論調書ハ右二個ノ主義ヲ以テ作製スルモノニシテ刑事訴訟ノ如ク其問答ヲ一々記載シ調書ヲ以テ訴訟上ノ證據トスルカ如キハ本法ノ調書ノ本旨ニアラサルカ如シ若シ刑事訴訟法ト同一ノ主義トセンカ調書ノ記事頗ル詳密ヲ要シ之ニ反シ前陳二箇ノ主義トセンカ證人ノ供述ノ如キモ更ニ問答體ニ爲スヲ要セズ又其順序等ニ拘ハルヲナク其要點ノミヲ記載スル事ヲ得ヘシ本法ノ主旨ハ其何レニアルヤ

(答) 民事訴訟法ニ於ケル口頭辯論調書ハ刑事訴訟法ノ如ク總テノ口供ヲ一切筆記スルノ主旨ニ非ス一般ニハ第二百二十九條、第三百三十條

第一項ノ如ク其要領ノミヲ記スルヲ以テ足レリトス然レモ法律ハ第三百三十條各號ノ如キ後日ノ爲メ特ニ明確ニスルノ必要アルモノハ之ヲ確實ニ記載セシムル爲メ啻ニ要領ノミヲ以テ足レリトセス一切ノ口供ヲ筆記シ第三百三十一條ノ規定ヲ履行セサル可カラズ證人ノ供述ノ如キモ第三百三十條第三號ニ依リ明確ニスヘキモノ、一ニ屬スルヲ以テ一々其供述ヲ記載スヘキモノナリ

(問) 第三百三十條第五號ニ「書面ニ作り調書ニ添付セサル裁判」トアリテ其下ニ「判決、決定及ヒ命令」トアリ右ハ裁判官ニ於テ別ニ裁判書ヲ作ラサルトキハ調書ニ記入スヘシトノ意ナルヘシ而ルニ第二百三十四條、第二百三十六條、第二百三十七條等ニ依レハ判決ハ必ス書面ニ作ラサル可カサルモノ、如シ「決定、命令ハ格別」果シテ然ラハ其書面ニ作ラサル判決ハ如何ナル場合ニ之アルヘキモノナルヤ



(答) 終局ニ至ル迄書面ヲ作ラサル判決ハ無之モ第二百三十四條ノ規定ノ如キ言渡ノ際未タ判決ノ主文ヲ作ラスシテ關席判決ヲ言渡ス事ヲ得ルカ故此場合ニハ現時第三百三十條第五號ヲ適用ス可キモノナラン

(問) 裁判所構成法第三十二條第四十條ニ依ルモ裁判所書記ハ判決裁判所構成員ノ一人ニアラサルカ如シ果シテ然ラハ本法第三百三十五條ニ書記調書ヲ作ルヘシトアルモ書記之ヲ作ラサレハ無効ナリト記載ナケレハ書記差支等ノ場合ニ於テハ裁判官自ラ之ヲ作ルモ其効ヲ有スヘキモノナルヤ

(答) 調書作製ハ専ラ裁判所書記ノ職務ニ屬スルモノニシテ裁判官之ヲ作ルモ其効ナカルヘシ

第一節 送達

(問) 假住所ヲ撰定シテ届出タル者ニ對シ執達吏カ書類送達ノ際本人現ニ歸郷シ且宿主タル者カ曾テ假住所タルノ認諾ヲ爲サ、リシモノトシテ其受取ヲ肯ンセサルモハ第四百四十五條第二項ニ依リ變例ノ送達方法ニ依ルヲ得ヘキヤ

(答) 假住所ヲ届出タルモノ其後無届ニテ歸村シ別ニ送達書類ヲ受取ルヘキ者ヲ任シ置カサルトキハ執達吏ハ書記ニ其旨ヲ通知シ第四百四十三條第三項中其委任ヲ受ケタル吏員交付スヘキ書類ヲ云々郵便ニ付シテ送達ヲ爲スヲ得トアル法文ヲ適用シテ可然モノナラン

(問) 書類送達ニ付キ第四百四十五條第二項ヲ適用スル場合ニ於テ市町村役場ノ書記等ニ預置キタルモ預置ノ効アリヤ

(答) 市町村役場ノ書記ハ市町村長ノ職務ヲ補助スル爲メノ職員ナレ



ハ其役場ニ於テ職務ニ從事スル書記カ市町村長ニ代テ受取レハ之ニ預ケ置クモ其効力アルヘシ

第三節 期日及ヒ期間

(問) 第六十三條ノ期日ニ至リ事件ノ呼上ヲ爲シタルモ相手方未ダ出頭セサルヲ以テ一方ノ申立ニ依リ辯論ヲ開キ將ニ了ラントスル際他ノ一方出頭シタルトキハ更ニ最初ニ溯リ新ニ辯論ヲ爲スヘキモノナルヤ又ハ遅參者ノ出頭シタル以後ノ手續ヲ續行シテ辯論セシムヘキモノナルヤ

(答) 法律ハ期日ニ出頭セサル者ニ對スル制裁トシテ闕席判決ヲ言渡スヲ得ヘキモノト爲セヒ期日中(口頭辯論終結前)ニ出頭シタル者ハ多少遅刻シタルモ別段ノ制裁ヲ加セス故ニ新ニ最初ヨリ辯論ヲ爲サ、ルヲ得サル可シ蓋シ實際ニ於テ對席ナキトキノ一方ノ陳述

ハ極メテ簡單ナルモノナレハ口頭辯論ノ將ニ了ラントスル際ト雖モ一方出頭セハ新ニ辯論ヲ爲シ訴訟ノ關係ヲ明ニスルニ於テ差支ナカル可シ然レモ若シ之レカ爲メ期日ヲ延期スルニ至ル如キアラハ第七十五條ニ依リ遅參者ハ之カ爲メ生シタル費用ヲ負擔セサル可カラス

(問) 第六十七條ニ法律上ノ期間云々トアル内ニハ不變期間ヲモ包含スヘキヤ

(答) 不變期間ハ法律上ノ期間中最モ主タルモノニシテ勿論第六十七條ノ法律上ノ期間中ニ包含スヘシ故ニ上訴期間上告期間ノ如キモ本條ノ里程伸長ヲ適用スヘキモノトス蓋シ不變期間ハ其字義ニ示ス如ク之ヲ伸長短縮スルヲ得サル性質ノモノナレモ此這ハ法定ニ出ツルモノナレハ法律上ノ規定ニ依リ之ヲ伸長スルモ敢テ其原



則ヲ破ルモノニハアラサルヘシ

#### 第四節 懈怠ノ結果及ヒ原狀回復

#### 第五節 訴訟手續ノ中斷及ヒ中止

(問) 第百八十六條ニ「訴訟手續ノ中斷及ヒ中止ハ各期間ノ進行ヲ止メ」云々トアリ右各期間中ニハ同法第百七十五條第三項、第百八十八條第三項及ヒ第四百七十四條第三項ニ定メタル最長期間ヲモ包含スルヤ

(答) 是等ノ期間ハ其性質上純然タル訴訟上ノ期間ト云フヘキモノニ非ス時ノ經過ヲ以テ法律上ノ確定推測ヲ生スヘキモノニシテ時効ト同様ノモノナレハ第百八十六條ニ所謂各期間中ニハ包含セサルヘシ

### 第二編 第一審ノ訴訟手續

#### 第一章 地方裁判所ノ訴訟手續

#### 第一節 判決前ノ訴訟手續

(問) 明治六年司法省第六十九號達郵便ニテ訴狀等ヲ差出ストキハ之ヲ燒捨ツルノ達ハ民事訴訟法ノ施行ニ依リ消滅シタルモノナリヤ果シテ消滅シタルモノトセハ民事訴訟法ノ規定ニ於テハ裁判所ヘ書面ヲ差出スニ郵便ヲ以テスルヲ得ルヤ

(答) 本問ノ達ハ民事訴訟法ノ規定ニ牴觸スル所ナシ故ニ之ヲ消滅シタルモノト爲スコトヲ得サルヘシ然レモ該達ニハ訴狀云々右等ノ書類差出ノ節ハ云々トアルヲ以テ訴狀、控訴狀、上告狀等ニ適用シ其他ノ申請書ノ如キハ郵便ヲ以テ差出スヲ得ヘシ

(問) 被告人數名アルトキハ訴狀ノ正本一通ノ外其人數ニ應シ數通ノ



謄本ヲ差出スヲ必要トスルヤ果シテ然リトセハ數十名數百名ヲ相  
手取り或ハ一村又ハ數村ノ共有物ニカ、ル訴訟ノ如キ場合ニモ其  
一名毎ニ訴狀ヲ送達スルニ至リ之カ手數ト費用甚シキヲ如何セン

(答) 民事訴訟法ノ精神ハ被告數名アル場合ト雖モ強チ其被告ノ員數  
ニ應シテ訴狀ノ謄本數通ヲ出サシムルノ主旨ナラス例ヘハ一村若  
クハ一町ノ人民數十名ヲ被告ト爲シ訴フル場合ノ如キ一訴狀ヲ以  
テ數被告ニ之ヲ知ラシムルヲ得ヘキトキハ印紙ヲ貼用シタル訴  
狀ノ正本壹通ト謄本壹通ヲ差出シ之ヲ送達スルヲ以テ足ル況ンヤ  
一村一町ノ如キ法人ト看做スヘキ一團體ヲ相手取ルニ於テヲヤ之  
ニ反シテ大坂府下ノ者ト廣島縣下ノ者ト長崎縣下ノ者トヲ共同被  
告トシテ廣島地方裁判所ニ訴ヲ起ストキノ如キハ正本壹通ノ外謄  
本三通ヲ必要トス可シ是即チ第百八條中ニ必要ナル謄本ヲ云々ト

規定スル所以ナリ其他一管轄内ノ者ニ付テモ之ニ準スルヲアルヘ  
シ

(問) 舊民事訴訟用印紙法ハ證據物ノ寫ニモ印紙ヲ貼用スヘキ規定アリ然ルニ新法ニ於テハ右等ノ規定ヲ見ス是レ蓋シ證據物ノ寫ノ如キハ附屬書類ニシテ主タル訴狀答辯書ニ貼用セル印紙中ニ包含セシムルモノト看做シタルカ故ナラン然レモ訴狀答辯書提出ノ後更ニ一證據方法トシテ證據物ノ寫ヲ差出ストキモ尙ホ印紙ノ貼用ニ及ハサルヤ

(答) 證書ノ謄本ノ如キハ總テ印紙ヲ貼用スヘキ精神ニ非ス本問ニ依レハ證書ノ寫ハ總テ附屬書類トシテ差出スヘキモノト解釋スルカ如クナレモ第百五條第一號ニ所謂附屬書類トハ重ニ訴訟上ノ資格ヲ證スル委任狀又ハ一定ノ申立ヲ爲スニ必要ナル圖面ノ如キヲ云



フモノニシテ決シテ證書ノ寫ヲ提出セシムルノ意ニ非ス本法ニ於テハ口頭辯論ノ主義ヲ採ルカ故書面上斯ル物ヲ提出スルモ其効ナク殊ニ證據ナルモノハ爭フ所ノ事實ヲ證明スルノ具タルニ過キサルヲ以テ辯論前ニアリテハ如何ナル點ニ付キ證明ヲ要スヘキヤハ未タ定マラス若シ相手方カ或ル事實ヲ承認セハ之ニ付テハ最早證據ヲ出スノ要ナキニ至ル故ニ證據ヲ出スハ證據調ノトキニ限ルナリ然レモ第七條ニ依リ申立ノ原因トシテ引用シタル證書ノ如キ之ニ依リ其申立ノ如何ヲ知ルニ必要ナルモノニ限り附屬書類トシテ證書ノ寫ヲ提出セシムルノミ其他ハ訴ノ當時ニ於テ一切證書ノ謄本等ヲ提出スヘキニ非ス唯口頭辯論ニ於テ爭アル事實ヲ證スル爲メ第三百三十四條ノ規定ニ從ヒ證書ヲ提供シタルモ裁判官ニ於テ其謄本ヲ出サシムルヲ適當トスル場合ニ限り之ヲ出サシムヘキ

モノナリ(第三百五十四條第一項)

(問) 第九十條ニ依リ訴狀ヲ裁判所ニ差出シタルトキ直チニ第五百十九條ニ依リ期日ヲ定メタル場合ニモ必ス其呼出狀ヲ原告ニ送達スヘキモノナルヤ將タ裁判所ノ控所ニ居ラハ其期日ニ出頭スヘキ旨ノ受書ヲ取り置キテ足ルヤ

(答) 其控所ニアルモノナラシメハ書記之ヲ呼ヒ其裁判長ノ爲セル期日ノ指定ヲ示シテ受書ヲ取り置キ足ルヘシ是レ書記カ法廷ニテ裁判長ノ命ヲ示サハ第六十一條但書ヲ適用スルコトヲ得可ケレハナリ故ニ此手續ニ依リ受書ヲ出シナカラ期日ニ出頭セサレハ第二百四十七條ノ制裁ヲ免カレサルヘシ

(問) 第九十二條ニ所謂差戻シノ文字ハ却下トハ自ラ別アルカ如シト雖モ同條ニ從ヒ訴狀ノ差戻アリタルモ其訴狀ニ貼用シタル印



紙ハ已ニ使用シタルモノトシテ又効ナキモノト信ス如何

(答) 差戻ヲ受ケタル訴狀其物ノ欠缺ヲ補充シテ提出スルハ差支ナカ  
ル可シト雖モ新ニ書面ヲ作り之ニ貼用スルコトヲ得サルヤ勿論ナリ

(問) 地方裁判所ノ訴訟ニ於テハ必ラス答辯書ヲ差出ストコトヲ要スルヤ

(答) 答辯書ハ準備書面ノ一ニシテ準備書面ナルモノハ必スシモ之ヲ  
差出サ、ル可カラサルモノニ非ス然レモ之ヲ差出スハ相互ノ便利  
ナルノミナラス第二百四條ニ所謂相手方カ豫メ穿鑿ヲ爲スニ非サ  
レハ陳述ヲ爲ス能ハスト豫知スル事項アルトキノ如キハ答辯書ヲ  
出サ、レハ他ニ特別ノ書面ヲ差出ス可ク若シ答辯書ヲ出シ之ヲ掲  
ケサリシカ爲メ同條末段ノ如キ相手方ヲシテ必要ナル穿鑿ヲ爲ス  
時間ヲ得セシムニ付一度定メタル辯論期日ヲ延期スルニ至リ爲メ  
ニ費用ニ生スル如キアラハ之カ負擔ノ責ニ任セサルヲ得ス故ニ斯

ル事項アルトキノ如キハ答辯書ニ掲載シテ之ヲ差出スニ若クモノ  
ナカルヘシ

(問) 答辯書ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ必要トスルヤ

(答) 法律ニ於テハ明カニ答辯書ヲ送達スヘキ旨ヲ示サスト雖モ抑モ  
答辯書ハ準備書面ノ一ニシテ準備書面ハ相互交換シ口頭辯論ノ準  
備ヲ爲スモノナレハ送達ヲ要スヘキコト勿論ナラン這ハ第百八條ノ  
相手方ヘ付與スル爲メ必要ナル謄本ヲ差出スヘキ規定及ヒ第二百  
四條等ノ規定ヲ研究セハ其送達ヲ爲スヘキモノタルコト明ナルヘシ  
(問) 本法ニ於テハ如何ナル事件ヲ反訴トシテ訴フルコトヲ得ヘキヤヲ  
示サス獨逸訴訟法等ニハ其範圍ヲ限定シテ本訴ニ對シ關係アルモ  
ノ、ミ反訴トシテ訴フルコトヲ得セシム本法ニハ是等ノ限定ナキ故  
如何ナル訴ト雖モ被告ヨリ原告ニ對スルモノハ反訴トシテ訴フル



コトヲ得ルヤ若シ斯ノ如クナラハ本訴ト全ク關係ナキ反訴ヲ起シ  
爲メニ訴訟ノ混雜ヲ免カレサルヲ如何セン

(答) 本法ニ於テハ獨逸訴訟法ノ如ク反訴ノ範圍ヲ限定セス是レ我民  
法財産編第五百三十二條ニ依レハ相殺ノ如キモ總テ反訴ノ方法ヲ  
以テ請求シ得ヘキモノトセルヲ以テナリ故ニ本法ノ反訴ハ必スシ  
モ本訴ト關係アルヲ要セス其範圍汎然タルモノニシテ第二百條第  
二項ニ牴觸セサル限リハ總テ原告ヨリ被告ニ對スル一切ノ反對請  
求ヲ包含スヘシ斯ノ如クナレハ本訴ト關係ナキ反訴ヲ生シ其訴訟  
混雜シテ反訴ノ目的タル簡易ニ兩訴ヲ裁判セントスルノ本旨ニ適  
セサルモノ、如シ然レモ果シテ之カ爲メ訴訟手續ノ混雜ヲ來ス如  
キ恐レアラハ第一百十八條ニ依リ本訴ト反訴トノ辯論ヲ分離シテ其  
弊ヲ避ク可ク是等ハ裁判官ノ伎倆ニ一任セルモノナルヘシ

(問) 第二百條第二項ニ「財産權上ノ請求ニ非ラサル請求ニ係ル反訴ハ  
云々管轄權ヲ有スヘキ場合ニ限リ之ヲ爲ス」トアリサレハ  
此制限ニ服従スル以上ハ人事ノ訴ニ對シ財産權ノ反訴ヲ許シ又財  
産權ノ訴ニ對シ人事ノ反訴ヲ許スモノナルヤ

(答) 人事ノ訴ト財産權上ノ訴トノ如キハ全ク其手續ヲ異ニシ又證據  
ノ方法モ異ナル故ニ之カ反訴ヲ許スモ啻ニ訴訟ノ錯雜ヲ來スノミ  
ニシテ良ク簡易ニ兩訴ヲ裁判スルノ利益ナシ故ニ民事訴訟法補則  
即チ婚姻事件、養子縁組事件及ヒ禁治産事件ニ關スル訴訟規則第三  
條第三項及ヒ第三十二條第二項ニ於テ人事ノ訴ニ反訴ヲ許サ、ル  
モノトセリ然レモ該規則ニシテ未タ實施ニ至ラサル今日ニ有テハ  
法律上之ヲ許サスト云フヲ得スト雖モ斯ル場合ニ於テハ同一ニ審  
理スルモ到底其錯雜ヲ免カレサル故裁判所ハ第一百十八條ノ規定ニ



從ヒ辯論ヲ分離スヘキナラン

(問) 區裁判所ニ百圓ノ貸金請求ヲ訴フル者アルニ當リ被告ハ百五十圓ノ反訴ヲ提起シ得ルヤ若シ之ヲ爲シ得ルモノトセハ其百圓丈ハ義務相殺トシ殘ル五十圓ハ反對請求ヲ爲スヘキカ將タ亦反訴ハ本訴ノ額ヲ限度シ其範圍内ニ於テ義務相殺若クハ反對請求ヲ爲スニ止マルカ

(答) 百圓ニ超過スル反訴ヲ區裁判所ニ提起シタルトキ其反訴ノ被告(即チ本訴ノ原告)カ第二百六條ノ規定ニ從ヒ管轄違ノ抗辯ヲ爲サスシテ本按ニ付キ辯論ヲ爲ストキハ第三十條ノ規定ヲ適用シ合意ト看做シ其反訴ヲ管轄スヘク敢テ義務相殺タルト其他ノ請求ナルトヲ問ハス且反訴ハ必スシモ本訴ノ額ヲ限度トスルモノニ非サルナリ然レモ若シ其抗辯ヲ爲シタルトキハ第二百七條ニ依リ反訴却下ノ

判決ヲ爲スヘキモヘナラン又其事件カ管轄ニ付キ合意ヲ許ス可カラサルモノナルトキハ第二百條第二項ニ依リ管轄違ノ裁判所ニ於テ反訴ヲ爲ストコトヲ得サルヘシ

(問) 前問ノ如ク本訴ノ額ニ超過シタル反訴ヲ爲ストキノ訴訟印紙貼用ハ其超過額相當ノ印紙ヲ貼用スヘキヤ將タ反訴其物ノ價額丈ノ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 此場合ニ於テハ本訴ト反訴ト其訴訟物相異ナルモノナレハ民事訴訟用印紙法第四條ヲ適用スルコトヲ得サルカ故義務相殺ナルト其他ノ請求ナルトニ論ナク同法第二條ニ依リ反訴ハ反訴丈ノ價額相當ノ印紙ヲ貼用スヘキモノナラン

(問) 第二百十一條ニ依レハ訴訟ノ進行中ニ争ト爲リタル權利關係ノ成立又ハ不成立ニ關シ中間判決ヲ求ムルニハ原告ハ申立ノ擴張ニ



依リ又被告ハ反訴ノ提起ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトセリ然ルニ之ヲ實例ニ徵スルニ被告カ中間判決ヲ求ムルニハ必ス反訴ヲ起ス場合ニ止ラス例ヘハ原告カ貸金ノ利息ヲ請求スルニ當リ被告ヨリ其元金ノ不成立ヲ以テ對抗スルトキハ到底元金ノ成立如何ニ付キ判決ヲ與ヘサル可カラスト雖モ此場合ニ於ケル被告ノ抗辯ハ敢テ反訴ト名稱ス可キモノナラス然ルニ本條ニハ反訴ノ提起ノミニ限り之ヲ申立ツルヲ得ルモノトセシハ如何ナル理由ニ基クモノナルヤ

(答) 被告カ啻ニ防禦ヲ爲スニ止マラス先ツ元金ノ不成立ヲ確定セント請求スルハ即チ反訴ナリ抑モ反訴ト云ヒ訴ト云フモ必スシモ或ルモノヲ己レノ有ニ歸セントスルノミニ止マラス例ヘハ第十八條ニ云フ如キ契約不成立ノ訴確定ノ訴又ハ銷除ノ訴廢罷ノ訴等ノ類

モ皆訴ナリ而シテ本條ノ規定ハ蓋シ並ノ中間判決ニハ非サル可シ(問) 口頭辯論ノ期日ニ當リ當事者現ニ出頭シ未タ期日ヲ開カサルニ先ツテ期日變更ノ申請ヲナストキハ裁判所ニ於テハ決定ヲ爲スヘキモノナルヤ果シテ決定ヲ爲スヘキモノトセハ其決定ハ執達吏ニ依リ必ス之ヲ當事者ニ送達スヘキモノナルヤ將々單ニ其決定ノ旨ヲ當事者ニ示シ當事者ハ受書ヲ差出シ置キ足レルヤ

(答) 當事者雙方出頭シテ合意ヲ以テ期日ノ變更ヲ申請スルトキハ之ヲ聞届ケ其期日ハ裁判長ノ都合ヲ以テ指定シ受書ヲ採置キ足ルヘシ合意ニ非サルトキ(第百六十九條ノ末段)ハ其顯著ナル理由アルヤ否ヤニ依リ之ヲ許スト否トハ裁判所ノ意見ニヨリ決定ス可シ而シテ之ヲ許スノ決定ハ雙方出頭シ居レハ之ヲ言渡シ然ラサレハ之ヲ送達スヘキモノナルヘシ



(問) 第二百十九條ニ於テ地方慣習法、商慣習及ヒ規約又ハ外國ノ現行法ハ職權ヲ以テ取調フルヲ得ル旨ヲ掲ケタリ抑々當事者カ全ク引用セサルニ職權ヲ以テ調査スル如キハ本法ノ原則タル不干涉主義ニ反スルノ嫌ナキニ非スヤ如何ナル理由アリテ當事者ノ引用セサルモ尙ホ職權ヲ以テ取調フルヲ得ルモノト爲スヤ

(答) 第二百十九條ニ掲ケタル事項ハ第四百三十五條ニ所謂「法則」中ニ包含スヘキモノニシテ即チ法律トシテ適用スヘキモノ、一部ニ屬ス故ニ之ヲ適用スヘキ場合ニ於テ適用セサルカ若クハ不當ニ適用シタルトキハ上告審ニ於テ其裁判ヲ破毀セラル、ニ至ル故ニ當事者ノ引用シタルト否トニ拘ラス職權ヲ以テ之カ調査ヲ爲スヲ得セシムルモノナラン

(問) 第二百二十二條ニ依レハ判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ハ書面ニ基キ之ヲ爲スコトヲ要ストアリ然レハ反訴ト雖モ必ス書面ノ提出ヲ要スルモノ、如クナレハ第二百一條ニ依レハ口頭辯論中相手方ノ面前ニ於テ口頭ヲ以テ之ヲ爲ストキハ別ニ書面ノ提出ヲ要セサルナリ此場合ニハ本條ノ例外ト解スヘキヤ

(答) 茲ニ書面ニ基キテ申立ヲ爲ストハ書面ヲ所持シ之ニ因リ申立ヲ爲サシメ務メテ其確實ヲ期スルニ在リ反訴ト雖モ一ノ訴ナルヲ以テ第二百二條ノ規定ニ從ヒ訴ニ就テノ要件ハ假令口頭ヲ以テ爲ストキト雖モ之ヲ調書ニ筆記セシメサルヲ得スサレハ其判決ヲ受クヘキ事項ノ申立丈ハ該調書ニ基キ申立ツルヲ要スルモノナルヘシ

(問) 數多ノ訴ヲ併合シタルモノニアラスト雖モ一訴ニ於テ數多ノ争點アリテ數多ノ點ニ付キ判決ヲ受クヘキ事項ヲ生スルトキハ其各



點ニ付キ第二百二十二條ノ申立ヲ爲サ、ルヲ得サルヤ

(答) 如何ナル場合ト雖モ判決ヲ受クヘキ事項數多アレハ其各點ニ付

キ第二百二十二條ニ依リ申立ヲ爲サ、ル可カラサルヘシ

(問) 訴ノ取下ハ民事訴訟用印紙法第十條ニ依リ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 訴ノ取下ハ敢テ何等ノ申立ヲモ申請ヲモ爲スニ非ス故ニ印紙法

第十條ニ依リ印紙ヲ貼用スルニ及ハサルヘシ

(問) 第二百二十四條ニ依リ訴訟記録ノ閲覽ヲ請フノ申請書ニハ印紙

ノ貼用ヲ要スルヤ

(答) 訴訟記録閲覽ノ申請ニモ民事訴訟用印紙法第十條ニ依リ印紙ヲ

貼用セサル可カラサルヘシ

(問) 第二百二十四條ニ依リ訴訟記録ノ閲覽ヲ許スヘキハ僅ニ準備書

面ノ如キモノニ限り口頭辯論調書ノ如キハ同條末項ニ依リ閲覽ヲ

許スヘキモノニ非サルヤ

(答) 口頭辯論ノ調書ト雖モ訴訟記録ニシテ閲覽ヲ許サ、ル可カラス

加之當事者ノ申請アレハ其謄本ヲモ付與セサル可カラス本條第三

項ニ判決、決定、命令ノ準備ニ供シタル書類トハ口頭辯論調書ノ如キ

モノヲ云フニ非ス

(問) 當事者カ訴訟記録ノ正本、抄本、謄本ノ付與ヲ求ムルハ裁判所書

記ハ民事訴訟法第二百二十四條第一項ノ規定ニ從ヒ之ヲ付與ス可

キハ勿論ナリ斯ル場合ニ於テ舊手續ニ依レハ其下附スヘキ謄本ノ

枚數ニ應シ謄本料ヲ徴收シ來レリ新民事訴訟用印紙法ニ依レハ是

等ノ場合ニ於ケル印紙貼用ノ方法ヲ見ス故ニ無報酬ニテ付與スヘ

キヤ

(答) 是ノ付與ヲ求ムルニハ之ヲ求ムルノ申請ヲ爲サ、ル可カラス此



申請ニハ民事訴訟用印紙法第十條ニ依リ印紙ヲ貼用スヘキハ勿論ナリ

(問) 第二百二十四條ニ所謂閱覽云々ノ内ニハ當事者自身ノ謄寫ヲ爲スヲモ包含スルヤ

(答) 包含スヘキモノト思考ス

(問) 民事訴訟法中申立云々トノ規定ハ往々散見スル所ナルカ此申立ハ法律ニ別段ノ明記ナキ限りハ口頭又ハ書面ヲ以テ爲シ得ヘキヤ且其申立ハ口頭書面何レノ場合ニ於テモ民事訴訟用印紙法第十條ニ依リ印紙ヲ貼用セサル可カラサルヤ

(答) 本法ニ於テハ申立ナル語ヲ廣ク用井アレヒ之ヲ大別スレハ蓋シ左ノ二種ナラン

第一 唯裁判所カ職權ヲ以テスルノ行爲ニ反對スル意味ニ用ユル

所アリ即チ當事者カ申スニ因リ又ハ申スニ任セト云カ如キ意義ニ用井タル場合アリ尙ホ換言スレハ不干涉主義ノ意義ヲ表スル場合ニ用ユ例ヘハ第六條、第九條、第五十八條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百七十條、第二百十條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百四十六條等ノ如キ是レナリ是等ノ申立ハ概シテ口頭辯論ノ辯論中ニ包含ス可キモノナルカ故口頭辯論ノ進行中右等ノ申立アルキハ其旨ヲ調書ニ記載セシムルニ止リ別ニ書面ヲ出サシムルヲ要セス且印紙ヲ貼用セシムルノ精神ニアラサルヘシ

第二 右ニ反シ申立ニ付獨立シテ裁判ヲ爲サ、ルヲ得サル場合アリ此申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヲ本則(或ル條項ニ於テハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スヲ得ルトアルモ)トス例ヘハ第七十六條、第二百三十八條、第二百五十六條、第三百八十一條、第三百八十八



條、第五百十六條、第七百六十五條等ノ規定ニ於ケル申立ノ類ナリ  
是等ノ場合ニ於テハ假令口頭ヲ以テ申立ヲ許スヲアルモ元來書  
面ヲ以テ之ヲ差出スヲ本則トスル故口頭ヲ以テ申立ヲ爲スヲ許  
ス場合ニハ第三百三十五條ノ規定ニ從ヒ之ヲ調書ニ作ル可キモノ  
トシテ且民事訴訟用印紙法第一條、第六條、第十條等ノ規定中ニ照  
シ印紙ヲ貼用ス可キモノナラン

### 第二節 判決

(問) 民事ノ判決言渡ニハ裁判所書記ハ其原本ニ署名捺印セサルヲ以  
テ法廷ニ立會ハサルモ差支ナキ義ナルヤ

(答) 裁判所書記カ立會ハサレハ完全ニ判決裁判所カ法廷ヲ開キタル  
モノナラス裁判官ノ行爲ハ書記カ立會ヒ之カ調書ヲ作ラサレハ完  
全ナル効力ナカル可シ(第三百三十條第二項第六號參照)故ニ言渡ニモ

書記カ立會ハサルヲ得サルヲハ固ヨリ論ナシ

(問) 第二百三十八條ニ依リ當事者ヨリ判決ノ送達アラントヲ申立ツ  
ルトキハ其申立者ニ送達スヘキヤ將タ又雙方ニ送達スヘキヤ若シ  
雙方ニ送達スヘキモノトセハ其理由及ヒ是ニ付キ其申立書ノ印紙  
貼用方如何

(答) 抑々判決ノ送達ハ上訴期間ヲ惹起シ從テ判決ヲ確定スルニ至ラ  
シメ且強制執行ヲ爲サントスルノ目的ニ出ツルモノニシテ其他ニ  
ハ之ヲ必要トセスサレハ一方ニノミ送達スレハ一方ニノミ上訴期  
間ヲ生シ或ハ確定ニ至ルヘキモ他ノ一方ニハ期間ヲ生セス從テ幾  
月過クルモ確定スルニ至ラス(雙方送達ヲ受ケタルヨリ上訴期間ヲ  
起算スヘキ精神ナルヲ第四百十條ニ被控訴人ノ控訴期間ナル語  
ヲ用井アルヲ以テ知ル可シ)斯ノ如クナレハ決シテ此送達ノ目的ヲ



達スル能ハス故ニ雙方ニ上訴期間ヲ生セシメ雙方確定ニ至ラシメ又強制執行ヲ爲スヲ得セシムルニハ必スヤ雙方ニ送達セサル可カラス故ニ民事訴訟用印紙法第六條第五號ニ依リ五十錢ノ印紙ヲ貼用シタル判決送達ノ申立ヲ爲スアラハ裁判所書記ハ常ニ正本二通ヲ作り原被雙方ニ送達スヘキナリ要スルニ從來判決ノ送達ハ當事者ノ申立ノ有無ヲ問ハス職權ヲ以テ原被雙方ニ下付シテ印紙稅ヲ徵收シタレトモ新法ニ於テハ當事者其判決ニ服從シテ之ヲ履行シ別段上訴モ爲サス強制執行モ爲サ、ルトキハ判決正本ノ要ナキカ故望マサルニ之ヲ渡シテ印紙稅ヲ徵收スルカ如キヲナキノミ若シ申立アリタルキハ之ヲ雙方ニ下付スルノ點ニ至リテハ舊法ト異ナルヲナシ

(問) 第二百三十八條ニ依リ判決ノ正本ノ送達アラントヲ申立ツルト

キハ書記ハ其一方ニハ送達ヲ爲サシメ其申立ヲ爲シタル當事者ハ出頭シ居ルヲ以テ便宜上直ニ正本ヲ下付シ受書ヲ取り置クモ其効アリヤ

(答) 法律ノ明文ニ於テハ送達ヲ爲スヲ以テ本則ト爲セトモ第三百三十六條ニ依レハ裁判所書記ハ送達ヲ爲サシムルノ職權アル程ナレハ當事者之ヲ拒マサレハ直接ニ下付シ受書ヲ取り置クモ其効アルヘシト思考ス

(問) 第二百三十八條ノ規定ニ依リ原告若クハ被告ヨリ判決送達アラントノ申立アリタル場合ハ民事訴訟用印紙法第六條第五號ニ依リ五十錢ノ印紙ヲ貼用スヘキハ勿論ナレトモ原告數名又ハ被告數名カ同時ニ正本數通ヲ送達アリ度旨ヲ申立ツルトキモ單ニ五十錢ノ印紙ニテ可然ヤ將タ一通ニ付五十錢ノ割合ニテ印紙ヲ貼用スヘキヤ



(答) 民事訴訟法第二百三十八條ノ精神ハ原告タルト被告タルトヲ問  
 ス勝訴者タルト敗訴者タルトヲ論セス何レヨリカ申立書ヲ作り民  
 事訴訟用印紙法第六條第五號ノ五拾錢ヲ貼用シテ之ヲ差出シ以テ  
 判決ノ送達アラント申立ツルトキハ裁判所書記ハ判決ノ正本二  
 通ヲ作り壹本ヲ原告ニ送達シ壹本ヲ被告ニ送達スルニアリ假令ヒ  
 原告數人アルモ被告カ數人アルモ其數人ノ銘々ニ送達ス可キモノ  
 ニ非ス原告被告ノ各自ニ一通ツ、ヲ以テ足レリトスルヲハ第三百  
 十七條第二項ノ規定ヲ推究セハ明カニシテ其一人ニ爲シタル送達  
 ヲ以テ全ク送達ノ効ヲ生シ期間ヲ引起スニ至ルナリ若シ數人各自  
 ニ判決書ヲ得ント欲セハ謄本ノ申請ヲ爲スヘキモ正本ハ一通ノ外  
 ニ必要ナルヘキ謂レナカルヘシ尤モ強制執行ヲ爲ストキ數通ノ執  
 行カアル正本ヲ必要トスルヲアリト雖モ此場合ニハ第五百二十三

條ノ規定ト民事訴訟用印紙法第六條第六號ノ規定ニ從フヘキノミ

(問) 上訴期間ノ起算日ハ原告ト被告ト異日ニ正本送達シタルキハ前  
 日ノ送達ヨリ起算スルモノナルヤ

(答) 判決ノ正本ハ同時ニ雙方ヘ發送スレモ里程ノ遠近ニ依リ其送達  
 ニ多少ノ日數ヲ異ニスルヲアルヘシ然レモ各其當事者ニ送達ヲ爲  
 シタル翌日ヨリ各期間ヲ起算ス故或ハ時ニ原告ト被告トハ其期間  
 起算ノ幾日カ喰違フコアルヘシ(第四百十條參照)

(問) 第二百四十五條第三項ハ訴訟事件ニノミ適用シ其他ノ支拂命令  
 執行事件等ニハ適用セサルモノナルヤ

(答) 本法ノ精神ハ第一審ノ訴訟手續中地方裁判所ノ訴訟手續ノ規定  
 ハ假令總則中ニ載セサルモ他ノ場合ニ於テ別段ノ規定アルカ又ハ  
 性質上適用シ得サルトキニ非サル限リハ之ヲ準用スヘキナリ殊ニ



裁判ニ付テノ規定ノ如キ證據調ニ付テノ規定ノ如キハ他ニ之カ手續ヲ定メタルモノナキヲ見テモ其精神明ナルヘシ故ニ第二百四十五條ノ規定ハ督促手續ノ如キ簡易訴訟手續ニ依ル支拂命令等ハ勿論強制執行ノ場合ニ於テモ之ヲ適用スヘキモノト信ス

(問) 第二百四十五條末項ニ云フ決定又ハ命令ノ送達費用ハ當事者ヨリ支辨スヘキ歟將タ國庫ノ支辨ニ屬スルカ

(答) 當事者ノ支辨スヘキモノニシテ國庫ノ支辨ニ屬スル限リニアラス結局敗訴者ノ負擔ニ歸スヘシ

### 第三節 闕席判決

(問) 闕席判決ヲ求ムル申立ニハ民事訴訟用印紙法第十條ニ依リ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 闕席判決アラントヲ申立ツル如キハ辯論中ノ一部ニ屬スル陳述

ニ過キサル故印紙ヲ貼用スルノ限ニアラサルヘシ

(問) 第二百五十九條ノ「故障ヲ許ス可キヤ否ヤ(中略)ヲ調査ス可シトアルハ闕席者ノ懈怠如何等迄モ調査シ其許否ヲ決ス可キモノナリヤ

(答) 抑々故障ナルモノハ片言ヲ聽テ裁判ヲ爲シタル闕席判決ニ對シ改審ヲ求ムル手段タルニ過キサルヲ以テ法律上故障ノ申立ヲ爲シ得ヘキ場合タラシメハ事實上闕席者其人ニ於ケル懈怠如何ノ如キハ之ヲ問ハス絶對的ニ故障ノ申立ヲ適法ノモノト爲スヘキナリ其法律上適法トスル故障ハ次ノ三要件ヲ具備スルモノヲ云フ

- 一 故障ヲ許ス可キ判決ナルヲ
- 二 法律上ノ方式ニ適シタル故障タルヲ
- 三 故障期間内ニ申立タルヲ

第二百五十九條ニ所謂故障ヲ許ス可キモノナルヤ否ヤト云フハ換



言セハ第一ノ要件タル故障ヲ許ス可キ判決ナルヤ否ヤヲ調査スルニ過キス故ニ對席判決ニ對シ又ハ第二百六十四條ノ第二ノ闕席判決ニ對シテ故障ヲ申立タルトキノ如キハ故障ヲ不適法トシテ棄却スルノミ若シ然ラスシテ闕席者ノ懈怠如何ヲモ調査シ故障ノ適法不適法ヲ決スルモノトセハ假令片言ニテ裁判ヲ爲シタル不適法ノ闕席判決ト雖モ當事者ノ僅ナル懈怠ニヨリ其儘ニ認許セラル、ニ至ル法律カ故障ヲ許ス所以ハ何ソ斯ノ如キモノナランヤ

(問) 闕席判決ニ對シ闕席者ハ故障ノ申立ヲ爲サスシテ上訴ヲ爲スヲ得サルヤ果シテ之ヲ爲シ得ストセハ期間内ニ故障ノ申立ヲ爲サ、ルトキハ闕席者ハ一切ノ上訴權ヲ喪失スルモノナルヤ

(答) 闕席判決ニ對シ闕席者ハ故障ノ申立ヲ爲スニ止リ上訴ヲ許サス又出席者ハ之ニ對シ上訴ヲ爲シ得ヘキモ故障ヲ爲スヲ得サルハ

第二百五十五條、第三百九十八條ノ上段及ヒ第四百十條第二項ノ規定ニヨリ推知スヘキナリ故ニ闕席者カ闕席判決ニ對シ故障ヲ爲サ、レハ最早不服ヲ申立ツルノ途ナク其判決ハ茲ニ確定スルニ至ルヘシ蓋シ闕席者カ故障ノ方法ニ依リ不服ヲ申立テ得ヘキニ之ヲ爲サ、レハ法律ハ伸權ノ途ヲ拋棄シタルモノト推測シ二重ノ救濟法ヲ與ヘサルモノナラン尤モ第二百六十三條ニ所謂新闕席判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルヲ許サ、ルヲ以テ第三百九十八條但書ノ規定ニ依リ懈怠ナカリシヲ理由トスルトキニ限り控訴ヲ爲スヲ得ヘシ

(問) 第一審ニ於テ第二百五十九條第二項ニ依リ故障ヲ不適法トスル判決ヲ爲シタルトキハ之ニ對シ控訴ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 故障ヲ不適法ト爲ス判決モ一個ノ終局判決ナレハ第三百九十六



條ニ依リ控訴ヲ爲シ得ヘシ

(問) 第二百六十條ニ依リ故障ヲ適法トスルニハ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘキヤ

(答) 別段判決ヲ爲スニ及ハサル可シ蓋シ裁判所カ故障ヲ適法ト認メテ闕席前ノ程度ニ復サシムルハ一個ノ決定タルヘシ

(問) 民事ノ闕席判決ニ對シ判決正本送達後十四日ヲ經過セハ民事訴訟法第五百十六條ニ從ヒ申立ニ依リ書記ハ執行力アル正本ヲ付與シ得ヘキヤ將タ亦其送達ヨリ一ヶ月ヲ經過スルニアラサレハ之ヲ付與スル能ハサルヤ

(答) 闕席判決アリタルトキハ闕席者ハ其判決正本ノ送達後十四日ノ期間内ニ故障ヲ申立ツルヲ得出席者ハ之ニ對シ一ヶ月ノ期間内ニ上訴ヲ爲スヲ得ルカ故闕席者ニ對シテハ十四日ヲ經過セハ判

決確定シ執行文ヲ付與シ得ヘキモ出席者ニ對シテハ一ヶ月ヲ經過セサレハ確定セサルニ因リ之ヲ付與スルヲ得ス而シテ出席者カ闕席者ニ對シ執行ヲ爲ス爲メ十四日ヲ過キ直チニ執行文ノ付與ヲ求ムルトキハ假令或ル部分ニ付キ自己ニ不利益ノ事項アリテ一ヶ月ノ期間アリト雖モ其上訴權ヲ拋棄シタルモノト看做スノ結果ヲ生スヘク之ニ反シ十四日ヲ過キテ后ニ出席者カ上訴セハ闕席者ニ對シテモ其判決ハ不確定ニシテ直チニ強制執行ヲ爲シ得サルノ結果ヲ生スルニ至ラン

第四節 計算事件、財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ノ準備手續

(問) 第二百七十一條第二項ニ原告若クハ被告カ出頭セサルトキハ準備手續ニ於テ爭ハサル請求ハ一分判決ヲ以テ之ヲ完結ス其他ニ付



テハ申立ニ因リテ闕席判決ヲ爲ス可シトアリ右ハ一事件ニ付キ一分判決ト闕席判決トノ二様ニ之ヲ爲スモノナリヤ

(答) 一事件ノ判決ハ必ス一判決ナラサル可カラサルニ非ス故ニ此場合ニハ一分判決ハ對席判決ト爲シ他ノ一部分ニ付テハ申立ニ依リ一分闕席判決ヲ爲スモノニシテ結局一事件ニ付キ二個ニ分テ二種ノ判決ヲ爲スニアリ

第五節 證據調ノ總則

(問) 民事訴訟法ハ不干涉主義ノ成立ニ係ルト雖モ人事ノ如キ公益ニ關スル訴訟ニ於テハ當事者ノ申立ナキモ職權ヲ以テ證人等ヲ訊問シ之カ調査ヲ爲スヲ至當ナリト思考ス然ルニ第四十五條、第七十條、第二百十九條等ノ外ハ職權上證據調ヲ爲シ得ヘキ規定ナシ而テハ是等ノ事件ト雖モ不干涉主義ヲ確守シ申立ナキ證據ヲ取調フルヲ

ヲ得サルヤ

(答) 一般ノ原則ニ於テハ證據調ハ當事者ノ申立タル證據ニ限ルナリ然レモ例外トシテ職權ヲ以テ調査スヘキ場合モアリ蓋シ人事ノ訴訟ナルモノ必スシモ皆公益ニ關スルモノニアラス就中最公益ニ關スルモノハ婚姻、離婚、養子ノ縁組、離縁、禁治産ノ如キ是ナリ是等ノ事件ニ付テハ民事訴訟法補則即チ婚姻事件、養子縁組事件及ヒ禁治産事件ニ關スル訴訟規則ヲ以テ特別ノ訴訟手續ヲ定メ同則第十條ニ依リ職權ヲ以テ證據調ヲ爲シ得ヘキヲ定ムルナリ然レモ該則ハ明治廿六年ヨリ施行セラル、者ナルカ其施行以前ニ在テモ尙ホ職權ヲ以テ證據調ヲ爲シ得ヘキヤ這ハ民事訴訟法施行條例第十條ニ於テ右等ノ訴ニ付キ特別ノ慣例アルモノハ當分ノ内其慣例ニ從フ者トセリ而ルニ従前ハ民事訴訟上ニ不干涉主義ヲ確守セス職權ヲ



以テ證據調ヲ爲セシモノナレハ右事件ニ付テハ其慣例ニ從ヒ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スモ敢テ違法ニハ非サル可シト思考ス

(問) 本法ニ於テ證據ノ申出ト云フハ民事訴訟用印紙法第六條第三號ニ所謂證據調ノ申立ト同一ナリヤ

(答) 證據ノ申出ト證據調ノ申立トハ全ク相異ナリタルモノニ非ス然レモ證據ノ申出ナルハ證據ニ擧クル事ニシテ辯論ニ引續キ直チニ證據ヲ出シテ之カ申出ヲ爲ス場合ト直チニ之ヲ出ス能ハサルヲ以テ第二百七十四條第二項ノ證據決定ヲ受ケンカ爲メ特ニ證據調ノ申立ヲ爲シ之ヲ證據ト爲シタキ意旨ヲ申出ツル場合トノ二個ヲ包含ス而シテ前者ハ證據調ノ申立書ヲ要セス從テ印紙ノ貼用ニ及ハス後者ハ書面ヲ以テ證據調ノ申立ヲ爲スヘク從テ印紙ノ貼用ヲ必要トス

(問) 第二百七十四條第一項ニ當事者ノ申立テタル數多ノ證據中其調フヘキ限度ハ裁判所之ヲ定ムトアル規定ハ當事者ノ演述ニ引續キ直チ證據調ヲ爲ス場合ニモ適用スヘキヤ果シテ之ヲ適用スヘキモノトセハ辯論ニ引續キ直チニ證據ヲ出ス場合モ證據調ノ申立ヲ爲サレハ茲ニ所謂申立タル數多ノ證據ト云フニ該當セサル如シ如何(答) 本問ノ如キ疑ヲ生ス所以ハ申立タルトアルヲ以テ直チニ證據調ノ申立ナリト解釋スルニ出ツルナランカ法文ニ申立ニ依リ又ハ申立タルニ云々ト云フ如キ形容詞又ハ副詞ヲ用ヒタル處ハ審ニ職權ヲ以テ爲スノ反對ヲ意味シ當事者ノ求メニヨリトカ又申スニ依リト云フ意義ニ外ナラスシテ其之ヲ求ムルニ特ニ正式ノ申立ヲ爲シ印紙ヲ貼用シタル書面ヲ要スルトキト然ラサルトキトアレモ這ハ個々ノ場合ニ於ケル別個ノ問題ニ屬ス何々ノ申立ト云フ如キ名詞



ヲ用ヒタル(一個ノ名稱)場合トハ異ナレリサレハ本條ニ申立タル數多ノ證據中其調フヘキ限度ハ裁判所之ヲ定ムトアルハ本法ノ不干涉主義ニ依リ當事者ノ舉ケサル證據ヲ職權ヲ以テ取調フルトナキノ意ヲ表シ其舉ケタル證據中ニ於テ要用ト認ムルモノ、ミヲ撰擇シテ證據調ヲ爲シ得ヘキ權能ヲ裁判所ニ附與シタルナリ故ニ辯論ニ引續キ直チニ證據ヲ出ス場合ニモ亦裁判所ハ其調フヘキ限度ヲ定ムルコトヲ得ヘシ然レモ實際ニ於テハ當事者ノ演述ニ引續キ直チニ證據調ヲ爲シ得ヘキトキノ如キハ可成の出シタル總テノ證據ヲ取調フルコト可ナラン

(問) 第二百七十四條ニ所謂當事者ノ申立タル數多ノ證據トハ第二百五條第五號ニ依リ訴狀又ハ答辯書ニ記載シタル證據方法ヲ指スヤ果シテ然ラハ此證據方法ヲ掲載シタルモノハ總テ民事訴訟用印紙法

第六條第三號ノ證據調ノ申立ト看做シテ印紙ヲ貼用スヘキヤ  
(答) 第二百七十四條ニ所謂當事者ノ申立タル數多ノ證據トハ當事者ノ舉ケタル證據ト云フ意ニシテ(前二問ノ答解参照)訴狀又ハ答辯書ニ掲ケタル證據方法ノ謂ニ非ス而シテ單ニ證據方法ト云フコトハ證據ノ手立トカ手段トカ云フ意義ニ過キスシテ第五條第五號ニ依リ準備書面ニ證據方法ヲ掲載スルニハ例ヘハ賣買ノ契約ヲ爲シタル事實ニ付テハ何々ノ契約證書ヲ以テ證シ得ヘク物品ヲ引渡シタル事實ニ付テハ證人何某ヲ以テ證シ得ヘシト云フカ如ク啻ニ證據ノ手段ヲ掲ケテ以テ口頭辯論ノ準備ヲ爲スノミ(書面審理主義ト口頭辯論主義トハ此點ニ於テ大ニ差アリ)故ニ訴狀答辯書等ニ於テハ未タ證據ヲ舉ケ之ヲ出スモノニ非ス蓋シ證據ナルモノハ雙方相争フニ於テ初メテ必要ナルモノニシテ辯論ヲ開始セサル間ハ一方ノ



主張スル事實ヲ争フヤ否ヤハ未タ知ル可カラズ口頭辯論ニ至リ相手方カ其事實ヲ自白スルカ又ハ第百十一條第二項ノ規定ニ依リ自白ト看做ス可キキハ右訴狀又ハ答辯書ニ掲ケタル證據方法ハ唯準備ヲ爲シタルニ止リ最早證據ヲ舉ルノ必要ナキニ至ルナリ何トナレハ自白ナルモノハ民法上證據ノ一ニシテ就中裁判上ノ自白ハ絶對的ノ効力ヲ有スルモノナレハナリ若シ相手方カ其事實ヲ争フニ至レハ茲ニ於テカ準備シタル證據ヲ申出テ以テ舉證ヲ爲スヘキナリ而シテ辯論ニ引續キ直チニ證據ヲ出シ得ヘキトキ例ヘハ契約證書ヲ携帶シ居リ直チニ第三百三十四條ノ規定ニ從ヒ之ヲ提出シ得ヘキトキ又ハ證人其場所ニ居リ直チニ證人訊問ヲ受クルコトヲ得ヘキキハ唯口頭ニテ之ヲ申出ツルコトヲ得ヘク別段證據調ノ申立書ヲ要セス從テ印紙ノ貼用ニ及ハス之ニ反シ直チニ證據ヲ出ス能ハサ

ルカ爲メ第二百七十四條第二項ノ規定ニ從ヒ證據決定ニ依リ證據調ヲ爲ス可キキハ證據調ノ申立書ヲ出シ民事訴訟用印紙法第六條第三號ニ從ヒ五十錢ノ印紙ヲ貼用スヘキ精神ナリ要スルニ此印紙稅ハ特ニ證據決定ヲ受ケントスル者ニ對シ支拂ハシムル決定稅ト云フモ敢テ過言ニ非サルヘシ

(問) 當事者準備書面ノ證據方法中ニ人證ヲ掲載シ且口頭辯論ノ當日自ラ證人ヲ連レ來リテ以テ人證ノ申出ヲ爲ストキハ裁判所ハ直チニ之ヲ引テ取調フルコトヲ得ヘキヤ又此等ノ場合ニハ所謂證據決定ヲ要セサルヤ否ヤ

(答) 法廷ナルト實地臨檢ノ場合ナルトヲ問ハス其場所ニ證人等ヲ連レ來リテ辯論ニ引續キ直チニ證據ノ申出ヲ爲ストキハ證據決定ヲ要セス直チニ之ヲ取調フルコトヲ得ヘシ



(問) 第二百八十五條末段ニ證據調ノ補充ヲ決定スルコトヲ得トアルハ  
第二百七十四條第一項ニ於テ初メ各證據中取調フヘキ限度ニ付之  
ヲ定メタル證據殘剩部分ニ付之ヲ補充スルノ義ナルヤ

(答) 抑證據調ハ第二百七十四條第一項ノ主義ニ依リ同條第二項ノ場  
合ニテ當事者ノ申立テタル證據中必要ナリト認ムルモノヲ撰ヒ證  
據決定ヲ爲シテ以テ之ヲ調フルモノトス此證據決定ハ何々ノ證據  
ハ之ヲ採用セスト云フニ非ス先ツ何々ノ證據ヲ採用シテ此取調ヲ  
命スル旨ヲ決定スルニアリ而シテ其證據決定ヲ爲シタル丈ヲ取調  
ヘタルモ尙ホ判決ヲ爲スニ熟セサルトキハ當事者ノ申立タル證據  
中未タ取調ヲ爲サ、ルモノ又ハ其後新タニ申立タル證據ニ付キ證  
據調補充ノ決定ヲ爲スニ在リ故ニ若シ證據決定ヲ反面的ニ何々ノ  
證據ハ採用セスト決定セハ第二百四十五條第二項ノ規定ニ依リ再

ヒ證據調補充ノ決定ヲ爲スヲ得サルニ至ル可シ是等ハ其局ニ當ル  
者ノ大ニ注意スヘキ處ナラン

第六節 人證

(問) 第二百九十條ニ其所屬廳又ハ最後ノ所屬廳ノ許可ヲ得云々トア  
リ字義ニ依レハ大藏省ノ官吏カ内務省ニ轉官シ免官トナリタル後  
大藏省奉職中ノ職務上ノ事柄ニ付キ證人トシテ喚問ヲ受クルルモ  
矢張内務省ニ於テ許否ス可キモノ、如シ如何

(答) 本條ノ精神ハ裁判所ヲシテ其何レノ職務上ノ事柄ナルヤヲ詮索  
スルノ責ニ任セス唯裁判所ハ最後ノ所屬廳ニ向テ許可ヲ求メ其公  
廳ニ於テ自レノ所轄ノ職務ニ屬セサルモノトスルトキハ他ノ公廳  
ニ問合セ許否スヘキモノトシ其責ヲ最後ノ所屬廳ニ歸セシメタル  
モノナラン



(問) 第二百九十四條第四項ノ罰金ノ言渡云々ハ審ニ其言渡ノミヲ軍事裁判所又ハ所屬長官又ハ隊長ニ囑托スヘキモノナルヤ將々其不參ノ事實ヲ申送り裁判ヲ囑托スルモノナルヤ

(答) 直接ニ裁判ノ言渡ヲ爲ス能ハサルカ故之カ言渡丈ヲ囑托スルニ過キサルヘシ

(問) 第三百五條第二項ニ「忌避ノ原因アリト宣言スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲ス」トアリ蓋シ忌避ノ申請ヲ爲シタル者ニ於テハ固ヨリ之カ上訴ヲ爲スノ謂ハレナシト雖モ其對手方(舉證者)ニ於テハ自ノ爲メ不利ヲ被ルヘキモノナレハ道理上之カ上訴ヲ許サ、ル可カラサルカ如シ然ルニ法律ハ上訴ヲ爲スコトヲ得スト定メ之ヲ雙方ニ禁止セシ理由如何

(答) 人證ハ精々正確ニシテ當事者等ノ可成疑念ナキ者ヲ許スノ精神ニ出ツ故ニ一度忌避ノ原因アリト認メタル者ノ如キハ全ク之ヲ以テ證明スルコトヲ許サ、ルヲ以テ允當トスルノ旨趣ニ出ツルモノナラン

第七節 鑑定

第八節 書證

(問) 第三百四十五條ニ「證書ニ依リ證スヘキ事實ノ重要ニシテ且其申立カ前條ノ規定ニ適スルトキハ裁判所ハ證書提出ノ期間ヲ定ム可シ」トアリ右ハ第三者ニ於テ提出ノ義務アリトモ相對ニテ之ヲ受取ルカ若クハ別ニ訴ヲ以テスルニ非サレハ之カ提出ヲ強ユ可カラサルヲ以テ裁判所ハ單ニ提出ノ期間ヲ定ムル而已ニシテ直接ニ第三者ニ對シ提出ヲ命スルコトヲ得サルヤ



(答) 元ヨリ第三者ニ對シテ命令ヲ爲ス能ハス啻ニ相當期間ヲ定ムルニ過キス若シ第三百四十三條末段ニ所謂訴ヲ以テ第三者ヨリ之ヲ出サシメントスルトキハ之ニ相當スル期間ヲ與フヘキノミ

(問) 第三百四十六條第二項ノ當事者カ法律上ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ助力ナクシテ取寄スルコトヲ得ヘキ證書トハ如何ナルモノヲ指稱スルヤ

(答) 本法第二百二十四條ノ規定ニ依リ當事者自ラ之ヲ得ヘキモノ、如キヲ云フ

(問) 第三百四十八條第二項ニ明細書及ヒ其謄本トアリ既ニ謄本アレハ別ニ明細書ヲ要セサルカ如シ然ルニ明細書ヲ要ストセシハ如何ナル理由ナリヤ

(答) 證書ノ明細書ト謄本トハ各其性質ヲ異ニセリ明細書ハ證書ノ文面ヲ記載スルモノニアラスシテ其證書ノ新古又ハ性質種類或ハ毀損ニ係ルモノハ其摸樣等ヲ明細ニスルニ在リ之ニ反シテ謄本ハ是等ノ狀況ヲ掲ケス唯其文面ヲ謄寫スルニ止マル故右兩者相待テ考覈ヲ得ルニ至ルヘシ

(問) 第三百四十九條第三項ニ定メタル裁判ハ決定ヲ以テ爲スヘキモノナルヤ

(答) 茲ニ裁判トアルハ本按ノ判決中ニ包含スル裁判ニシテ其證書ニ如何ナル證據力ヲ與フヘキヤヲ斷定スルニ過キス蓋シ判斷ト云フニ異ナラサルヘシ

(問) 第三百五十五條ニ定メタル過料ハ民事上ノ處罰ニ止マリ刑事上ノ訴追ヲ妨ケサルヤ

(答) 民事訴訟法中ニ過料トアルハ刑法上ニ刑名ナキ真正ナル民事上



ノ處罰ニ止ルナリ故ニ刑事上ノ訴追ニ影響ヲ及ホサヌ又刑事訴訟法若クハ刑法附則等ノ支配ヲ受ク可キモノナラス民事上ニ付裁判官カ單ニ本法ノ規定ニ依リ過料ヲ言渡シ若シ之ヲ完納セサレハ民事上ノ強制執行ノ方法ヲ以テ之ヲ取立ツル(其手續ハ執達吏職務細則ニ明ナリ)ニ止リ換刑スルノ限ニ非ス

第九節 檢證

第十節 當事者ノ本人訊問

第十一節 證據保全

(問) 第三百六十五條ノ證據保全ノ申立ハ證人鑑定人ノ訊問及ヒ檢證ノ三個ニ制限セルカ如シ然ラハ證書ノ腐朽又ハ紛失ノ恐レアルカ

或ハ本人ノ危篤ナル場合ニ當リ證書ノ審定本人ノ訊問ヲ必要トスルトキハ如何ナル手段ニ依リ之カ保全ヲ計ルヘキヤ

(答) 抑證據保全ハ證人タルヘキ人カ死亡等ノ恐レアルカ又ハ其物ヲ今ニ於テ鑑定又ハ檢證ニ依リ確メ置カサレハ後日證明ノ方法ヲ失フノ恐レアルトキニ適用スヘキモノニシテ證書アリテ之ニ依リ證據ヲ保全スルノ材料ト爲ヌヲ得ハ何ソ證據保全ヲ要センヤ其書證ヲ用ヒサルハ又其所ナリトス若シ其證書ニシテ腐朽等ノ恐レアレハ即チ之カ點檢ヲ受クルヲ檢證ト云フ可シ本人訊問ノ如キハ訴訟ニ於テ他ニ證據ナキトキニ限り之ヲ用ユヘキモノニシテ如斯場合ニハ用井難カル可シ尤モ訴訟ノ未タ起ラサル以前ニ在テ證據保全ノ申立アルキハ其本人モ訴訟ノ當事者ニ非サル故證人トシテ之ヲ調フルヲ得ヘシ



(問) 第三百七十二條第二項ニ定メタル臨時代理人ハ申立人ニ於テ之ヲ指名スルモノナリヤ將々裁判所ニ於テ特選スルモノナルヤ若シ特選スルモノトセハ如何ナル者ヲ以テ之ニ充ツ可キヤ

(答) 此臨時代理人ハ裁判所ノ意見ヲ以テ適當ト認ムル者ヲ選定スヘキモノナラン若シ當事者ヨリ指名シ其者カ適當ノ者ナレハ之ニ命スルヲモアルヘシ

### 第二章 區裁判所ノ訴訟手續

#### 第一節 通常ノ訴訟手續

(問) 第三百七十四條ニ依リ區裁判所ニ爲ス訴ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲シ得ヘキモノトセリ而ルニ其口頭ニテ訴ヲ爲シタルトキハ何ニ就キ訴訟用印紙ヲ貼用スルヤ

(答) 口頭ニテ訴ヲ爲シタルトキハ第三百三十五條ノ規定ニ從ヒ訴狀調

書ヲ作ルモノニシテ民事訴訟用印紙法第一條ノ規定ニ從ヒ此調書ニ印紙ヲ貼用スヘシ

(問) 第三百七條ニ依リ口頭ニテ訴アリタル時書記ハ同法第三百三十五條ニ依リ其訴狀調書ヲ作ル可キモノナレト此場合ト雖モ書記ハ第三百七十五條ニ依リ訴狀ヲ被告ニ送達スルノ手續ヲナサ、ルヲ得サルニ付別ニ原告ノ申請ナキモ其調書二通ヲ作ルヘキモノナリヤ

(答) 口頭ニテ訴ヲ爲シ之ヲ被告ニ送達セサル可カラサル場合ニハ勿論書記ハ二通ノ調書ヲ作り第三百七十五條ニ依リ職權ヲ以テ之カ送達ヲ爲スヘキモノナラン

(問) 區裁判所ノ訴訟手續ニ在テハ第二百七十五條第二項ニ依リ準備書面ノ交換ヲ要セス故ニ被告ハ答辯書ヲ差出サスシテ直チニ口頭辯論ヲ爲スヲ得ヘシ然ルトキハ口頭辯論ニ於ケル調書被告ノ答辯



ヲ記載スルモノニ民事訴訟用印紙法第一條末段ニ依リ同法第十條ノ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 民事訴訟用印紙法第一條末段ニ於ケル調書ニ印紙ヲ貼用スルノ規定ハ正式ノ書面ニ代ユヘキ口述ヲ調書ニ作リタルトキニ適用スヘキモノナリ區裁判所ノ訴訟手續ニ於テハ被告ハ答辯書ナクモ口頭辯論ヲ爲シ得ヘク然ルモ其被告ノ答辯ハ準備書面タル答辯書ニ代ユヘキモノニ非サルカ故斯ル場合ニハ印紙ノ貼用ヲ要セサルヘシ

(問) 第三百七十七條ニ數個ノ妨訴ノ抗辯ヲ本按ノ辯論前同時ニ提出ス可キ規定ハ裁判所ノ管轄違ノ抗辯ニ限り之ヲ適用ス「トアリ抑第二百六條ノ妨訴ノ抗辯ヲ同時ニ提出スヘキ規定ハ訴訟ノ徒ニ停滯セシメテ豫慮シタルニ外ナラス然ルニ區裁判所ニ於テハ管轄違ノ

抗辯ニ限り同時ニ提出スルノ規定ヲ適用シ其餘ノ妨訴ノ抗辯ハ同時ニ主張セストモ各別ニ之ヲ主張スルヲ得セシムルハ如何ナル理由ナリヤ

(答) 本條ノ明文少ク疑ハシキカ故或ハ本問ノ如キ解釋モ爲シ得ヘキカ如シト雖モ此條ニ所謂數個ノ妨訴ノ抗辯ヲ本按ノ辯論前同時ニ提出ス可キ規定云々トアルハ第二百六條第一項ヲ受ケ其例外ヲ示シタルモノニシテ區裁判所ニ於テハ管轄違ノ抗辯ニ限り妨訴ノ抗辯トシテ提出スルヲ許シ其他ハ本按ニ入り抗辯ヲ爲スコトヲ得ヘキモ妨訴ノ抗辯トシテハ之ヲ許サ、ルナリ是レ區裁判所ノ訴訟手續ハ務メテ簡易迅速ナラシメサル可カラサルヲ以テ妨訴ノ抗辯ニ依リ訴訟ノ進行ヲ遲滯セシムルナカラシム然レモ管轄違ニ付テハ若シ本按ノ口頭辯論前ニ妨訴ノ抗辯ヲ爲サ、ルトキハ第三十條



ニ依リ管轄ニ付テ合意アルモノト看做サル、ニ至ルヲ以テ之ヲ許  
スモノナルヘシ

(問) 區裁判所ニ於テ當事者又ハ第三者カ訴訟記録ヲ閱覽シ或ハ正本  
謄本等ノ付與ヲ求ムルニハ口頭ヲ以テ之ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 第二百二十四條ハ區裁判所ノ訴訟手續ニモ適用スヘキモノナル  
カ是等ノ申請ハ口頭ヲ以テ爲スヲ得ヘキ明文ナケレハ自然申請  
書ヲ要スヘク其申請書ニハ民事訴訟用印紙法第十條ニ從ヒ二十錢  
ノ印紙ヲ貼用セサルヲ得サルヘシ

(問) 區裁判所ニ於ケル訴ノ取下ハ口頭ヲ以テ爲シ得ヘキヤ

(答) 區裁判所ニ於ケル訴ノ取下ト雖モ第九十八條第二項ノ規定ニ  
依リ口頭辯論中ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スヲ得ヘク口頭辯論ニ於テセ  
サルトキハ書面ヲ以テ之ヲ爲サ、ルヲ得サルヘシ

(問) 第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ訴ヲ起ス前ニ區裁判所ニ和解ノ申  
立ヲ爲ストキハ如何ニ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 此和解ノ申立ヲ書面ニテ爲ストキハ其書面ニ口頭ニテ爲シタル  
トキハ第三百三十五條ノ規定ニ從ヒ書記之カ調書ヲ作り民事訴訟用  
印紙法第一條ニ依リ其書面又ハ調書ニ同法第十條ニ從ヒ印紙ヲ貼  
用スヘキモノナルヘシ

(問) 和解ヲ申請シテ其呼出期日ニ雙方出頭セサルノミナラス其後何  
等ノ申立ヲモ爲サ、ルキハ棄却スヘキモノナルヤ

(答) 雙方出頭セサレハ其手續ヲ休止シ置クノミ之ニ干涉スルニ及ハ  
サルヘシ(第百八十八條第二項參照)

(問) 和解申立人ハ期日ニ出頭シタルモ相手方出頭セス此際申立人更  
ニ呼出ヲ求メサルキハ和解不調ト看做スヘキヤ或ハ之ヲ棄却スヘ



キヤ

(答) 和解申立人出頭シタルモ相手方出頭セス然ルニ此際申立人更ニ呼出ヲ求メサルトキハ前問ノ答ト同ク其手續ヲ休止シ置クノミ然レモ實際ニ於テ斯ル場合ニハ和解申立人ハ到底和解調ヲ可カラサルモノト考ヘ直チニ訴ヲ爲スニ至ルヘシ

(問) 第三百八十一條第三項ニ依リ和解調ハスシテ訴訟ニ付キ辯論ヲ爲スニ至ルトキハ如何ニ印紙ヲ貼用スヘキヤ

(答) 此場合ニハ第三百三十五條ノ規定ニ從ヒ訴ノ提起タル口頭ノ演述ヲ調書ニ作り民事訴訟用印紙法第一條末段及ヒ第七條規定ニ依リ一般ノ訴訟ト同様ニ印紙ヲ貼用スヘキモノナラン

### 第二節 督促手續

(問) 第三百八十二條ニ依ル支拂命令ヲ發スルコトノ申立ニハ如何ニ

印紙ノ貼用ヲ爲スヘキヤ

(答) 民事訴訟用印紙法第十條ノ印紙ヲ貼用スヘキモノナラン

(問) 第三百八十六條第二項ニ所謂其手續ノ費用トハ訴訟印紙又ハ送達費用ニ止リ債權者ノ日當旅費又ハ書記料等ノ如キ費用ハ償却セシメサルモノナリヤ

(答) 訴訟費用中ニ入ルヘキモノハ債權者ノ旅費日當及ヒ書記料マテモ包含スヘシ

(問) 第三百八十六條ニ依ル支拂命令ノ手續ニ要シタル費用ニシテ債務者カ直ニ認諾シ且其作爲ニ因リ訴ヲ起スニ至ラシメタルニ非サルトキハ第七十四條ヲ適用シ其費用ハ債權者ノ負擔ニ歸スヘキヤ

(答) 第一編第二章第五節ノ訴訟費用ノ規定ハ總テノ訴訟費用ニ適用スヘキモノナレハ斯ル場合ニハ第七十四條ノ規定ニ依リ債權者ノ



負擔ニ歸スヘシ

(問) 第三百八十七條第二項ノ支拂命令ノ送達アリタルヲ債權者ニ通知スルニハ口頭又ハ郵便ニテ通知シテ可然ヤ又執達吏ヲシテ通知書ヲ送達セシムヘキヤ

(答) 強制執行上ノ通知ハ第五百四十一條ニ其方法ヲ規定スト雖モ此場合ニハ法律カ別段其方法ヲ定メス故ニ口頭又ハ郵便ニテ爲スモ不適法ニハ非サルヘシ

(問) 第三百九十條ニ依リ適當ナル時間ニ異議ヲ申立タル場合ニ於テハ其支拂命令ノ申請書ヲ以テ訴狀ニ變シタルモノト看做スヘキヤ將々債權者ハ新ニ訴狀ヲ差出スヘキモノナルヤ若シ之ヲ差出スニ及ハストセハ訴訟用印紙ハ何ニ就キ貼用スヘキヤ

(答) 第三百九十條ノ場合ニ於テハ法律上已ニ訴ノ提起アリタルモノト看做スヲ以テ必スシモ訴狀ヲ差出スニ及ハス又之カ送達ヲモ要セサルナリ然レモ支拂命令ノ申請書ハ訴狀トハ異ナルモノニシテ且訴ノ提起アリタリト看做ス時ヨリ以前ニ差出サレタルモノナレハ之ヲ以テ直チニ訴狀ト看做ス能ハサルヘシサレモ民事訴訟用印紙法第七條ニ依リ印紙ヲ貼用セサル可カラサルカ故口頭辯論ノ期日ニ於テ第三百八十一條ノ如キ口頭演述ヲ爲シ書記之ヲ調書ニ作リ是レニ民事訴訟用印紙法第七條ニ依リ印紙ヲ貼用セハ足ルヘシ

(問) 第三百九十條ノ場合ニ於テハ訴狀ヲ差出スニ及ハス且第三百七十五條ノ送達ヲ要セストセハ權利拘束ハ何時ニ生スヘキヤ

(答) 支拂命令ノ送達アリタルモ即チ訴ノ提起アリタリト看做ストキト同時ニ權利拘束ヲ生セシモノトスヘシ

(問) 第三百九十三條ニ支拂命令ハ其命令中ニ掲ケタル期間ノ經過後



債權者ノ申立ニ因リ之ヲ假ニ執行シ得ヘキコトヲ宣言ス但假執行ノ宣言前債務者異議ヲ申立テサルトキニ限ルトアリ若シ債務者カ適當ナル期間ニ異議ヲ申立サルニ債權者ニ於テモ右ノ申立ヲ爲サハルトキハ如何ニ處分スルヤ

(答) 元來此ノ支拂命令ハ債權者ノ申立ニ依リ付與シタルモノナレハ之ニ對シ債務者カ異議ノ申立ヲ爲サ、リシトキト雖モ債權者カ之ヲ請求スルト否トハ隨意ナレハ裁判所ハ之ニ干涉スルヲ要セサルヘシ

### 第三編 上訴

#### 第一章 控訴

(問) 第三百九十七條ニ但此法律ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得スト明記シタルトキ又ハ云々ノトキハ此限ニ在ラヌトアリ然ラハ上訴

ヲ爲スコトヲ得スト明記シタルトキハ猶ホ控訴裁判所ノ判斷ヲ受クルヲ得ヘキヤ

(答) 本條但書中ニ上訴ヲ爲スコトヲ得スト明記シタル場合ヲ掲ケアラサルモ上訴ヲ爲スコトヲ得ストアル條項ニ付テハ別ニ本條ニ於テ法文ヲ要セス控訴裁判所ノ判斷ヲ受クルヲ得サルハ其各條ノ法文ニテ明カナリトス

(問) 第三百九十八條但書ニ故障ヲ許サ、ル闕席判決ニ對シテハ云々控訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルヲ得トアルハ第二百六十三條末項ノ新闕席判決ノ場合ノミヲ云フモノニシテ故障期間ヲ經過シテ最早故障ヲ申立ツルヲ得サル闕席判決ノ如キハ此内ニ包含セサルヤ  
(答) 然リ而シテ故障期間空過セハ闕席者ニ對シテハ其闕席判決モ茲ニ確定スルニ至ルモノナリ



(問) 第三百九十九條第二項ニ控訴ノ取下ハ上訴權ヲ喪失スル結果ヲ生ストアリ假令控訴期間内ト雖モ一旦取下タル上ハ再ヒ控訴スル能ハサルヤ

(答) 絶對的ニ上訴權ヲ喪失スルモノナレハ控訴期間内ト雖モ再ヒ之ヲ提起スルコト得ス

(問) 第四百條第二項ニ判決ノ送達前ニ提出シタル控訴ヲ無効ト爲ス理由如何

(答) 判決ノ送達ナケレハ未タ控訴期間ハ始マラサルヲ以テ控訴期間内ト云フヲ得ス未タ上訴ヲ爲スノ時期到來セサルモノナリ故ニ之ヲ許サス斯ル質議ノ生スル所以ハ舊法ノ判決ノ言渡ヨリ上訴期間ヲ起算スルコトニ比シテ考フルニ出ツト雖モ本法ノ如キ判決ノ送達ニヨリ期間ノ始マルヘキ規定ニ於テハ其送達前ニ控訴ヲ爲シ得可

カラサルハ疑フ可キニ非ス

(問) 第四百二條ノ規定ニ從ヒ控訴狀カ判然法律上ノ法式ニ適セサルヲ以テ却下スルモ仍ホ控訴期間内ニ在リテ適當ノ控訴狀ヲ作り再ヒ差出スコトヲ得ヘキヤ

(答) 控訴狀ノ不適式ナルカ爲メノミヲ以テ控訴狀ヲ却下シタルモノナレハ之カ爲メ其權利ヲ却ケタルニ非ス只形式上ノ不合格ニ過キサル故期間内ニ於テ適式ノ控訴狀ヲ作り差出スハ妨ケサルヘシ

(問) 第四百二十六條ニ依リ留保ヲ掲ケタル判決アルトキハ如何ナル方法ニ依リ爾後ノ手續ヲ開始シ其留保セラレタル權利ヲ行使スヘキヤ

(答) 此留保ヲ掲ケタル判決ハ言渡尙ホ第二審ニ繫屬スルモノナレハ被告カ其權利ヲ行使セント欲セハ口頭辯論ノ期日指定ヲ申請ス



ヘク其期日ニ於テ爾後ノ手續ヲ開始シ先ニ主張スルコトヲ得サリシ  
防禦方法ヲ以テ再ヒ訴訟ノ辯論ヲ爲スニアリ若シ被告カ期日指定  
ノ申請ヲ爲サ、レハ裁判所ハ之ニ干渉スルヲ要セス何トナレハ被  
告カ留保ヲ掲ケタル判決ニ甘ンシテ服従スレハ別ニ爾後ノ手續ヲ  
爲スノ必要ナケレハナリ若シ一年内ニ其申請ヲ爲サ、ルトキハ第  
百八十八條ニ依リ留保ニ付テノ訴訟ヲ取下ケタルモノト看做スモ  
ノナルヘシ此手續ハ證書訴訟及ヒ爲替訴訟ニ於ケル第四百九十一  
條ノ留保ニ付テモ亦同様ナリ

第二章 上告

(問) 第一審ノ判決カ法律ニ違背シタルモノナルニ控訴審ニ於テ此判  
決ヲ認可シタルトキハ第一審ノ判決カ法律ニ違背シタルヲ理由ト  
シテ上告ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 第四百三十二條ノ規定ニ依レハ上告ハ第二審ノ判決ニ對シテ之  
ヲ爲スヘキモノナレハ第一審ノ判決其物ニ對シテ不服ヲ申立ツル  
コトヲ得スト雖モ第一審ノ判決カ法律ニ違背シタルコト明カナルニ控  
訴審ニ於テ之ヲ廢棄セサリシハ即チ其控訴ノ判決モ亦法律ニ違背  
シタルモノナリ故ニ之ニ對シテ上告ヲ爲スコトヲ得ヘシ

(問) 第四百四十八條ノ規定ニ於テ上告裁判所カ判決ヲ破毀シタルト  
キハ差戻又ハ移送ヲ爲スモノトセルカ如何ナル場合ニ於テ差戻ヲ  
爲シ如何ナル場合ニ於テ移送ヲ爲スヤ

(答) 差戻ヲ爲スモ移送ヲ爲スモ一ニ上告裁判所ノ見込ニアリト雖モ  
法律カ斯ク二個ノ手續ヲ定ムル所以ハ訴訟上ノ手續ヲ誤リシカ爲  
メノミヲ以テ破毀ヲ爲シタルトキノ如キハ其裁判所ニ於テ再ヒ裁  
判ヲ爲スコト便宜トスル故之カ差戻ヲ爲スコトヲ得其他ノ場合ニハ移



送ヲ爲スヲ可トスヘキノ精神ナリ

百八

(問) 從來大審院ニ於テ破毀ノ裁判ヲ爲シ之ヲ他ノ裁判所ニ移送シタルトキハ當事者ヨリ審判願書ヲ移送サレタル裁判所ニ差出シ然シテ後辯論ノ期日ヲ定ムルノ手續ナリシカ新法ニハ是等ノ手續ナキヲ以テ移送ヲ受ケタル裁判所ハ職權ヲ以テ口頭辯論期日ヲ指定スヘキモノナルヤ

(答) 民事訴訟法ノ精神ハ不干涉主義ニ出ツルヲ以テ法律ニ明文アルトキ就中第九十三條ニ依リ訴ノ當時ニ初メテノ口頭辯論ノ期日ヲ指定スル如キ場合ノ外ハ決シテ職權ヲ以テ期日ノ指定ヲ爲スヘキニ非ス何トナレハ其訴訟ヲ休止シ其請求ヲ拋棄セントスル如キハ一ニ當事者ノ隨意ナレハナリ故ニ上告審ヨリ移送アリタルトキト雖モ當事者カ口頭辯論期日ノ指定ヲ申請セサル限りハ裁判所ハ

之ニ干涉スルヲ要セス若シ一ケ年内ニ此申請ヲ爲サハルトキハ第百八十八條第三項ニヨリ之ヲ取下ケタルモノト看做スヘキモノナルヘシ

(問) 第四百五十條ノ新ナル辯論ニ於テ新事項ヲ提出シ事實又ハ證據ニ變更ヲ生シタルトキハ上告裁判所ノ判斷ヲ遵守セスシテ可ナルヘキヤ

(答) 新事項ヲ提出シ又ハ證據ニ變更ヲ生シ其權利關係カ上告裁判所ノ判決ヲ爲シタルトキト全ク異ナルトキハ自然上告裁判所ノ判斷ヲ基本ト爲スヲ得サルニ至ルコトアルヘシ

### 第三章 抗告

(問) 即時抗告ニ付テハ第四百六十六條第二項ニ七日ノ不變期間ヲ規定セリ然ルニ通常ノ抗告ニ付テハ法律上何等ノ期間ノ規定アルヲ



見ス右ハ全ク無期間ナルヤ將タ他ニ準用スヘキ期間アルヤ

(答) 通常ノ抗告ニハ期間ナキモノトス然レモ其期間ナキカ爲メ何時ニテモ之ヲ爲シ得ヘシト云フニ非ス抑抗告ハ訴訟進行ノ爲メニ爲ス決定命令ニ對スル不服ノ方法ナレハ本按ノ確定前ニ之ヲ爲スニ非サレハ其効ナシ何トナレハ本按ノ確定後ニ決定又ハ命令ヲ變更セシムルモ本按ノ判決ヲ動カス能ハサルヲ以テナリ故ニ法律上無期間ナリト云フモ實際上本按確定前ニ之ヲ爲サレハ當事者ニハ利益ナカル可シ然レモ證人鑑定人ノ如キ本按ノ判決如何ニ少シモ關係ナキ者ハ本按ノ判決確定ノ後ト雖モ抗告ヲ爲シ得ヘキナリ

(問) 第四百六十五條ノ受命判事、受託判事ノ裁判又ハ書記ノ處分ニ對シ受訴裁判所ヘ其變更ヲ申立ツルニハ別ニ手續ノ定メナシト雖モ無論書面口頭兩ナカラ用ユルヲ得ヘキヤ

(答) 辯論タルヘキ申立ニアラサレハ法律上口頭ヲ以テ爲シ得ヘキ明文ナキ限リハ書面ヲ以テ之ヲ爲サレ可カラス

### 第四編 再審

(問) 第四百六十九條末項ニ「證據欠缺外ナル理由ヲ以テ」云々トアルハ刑事訴訟法ニ所謂證據不充分ニ依リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル外ト云フ義ナルヤ果タシテ然ラハ刑事訴訟法第百六十五條ニ列記スルモノ、中被告事件罪トナラサルヲ以テ刑事訴訟手續ノ開始若クハ實行ヲ爲ス能ハサル場合ニ於テモ猶ホ再審ヲ求ムルヲ得ヘキヤ

(答) 證據欠缺外トハ刑事訴訟法第六條ノ公訴權消滅ノ原因ニヨリ罰セラル可キ行爲アリタルモ刑事訴訟手續ヲ開始若クハ實行スル能ハサルニ至リタルヲ云フモノニシテ被告事件罪トナラサル場合ノ如キハ再審ヲ求メ得ヘキニ非サルヘシ何トナレハ罪トナラサル行



爲ナレハ本條第一號乃至第四號ニハ該當セサルナリ

(問) 第四百七十條ニ殊ニ故障又ハ控訴若クハ附帶控訴ニ依リ云々トアリテ獨リ上告ヲ加ヘサルハ如何ナル理由ナリヤ

(答) 原狀回復ノ訴ニ依リ再審ヲ求ムルノ原因ハ皆事實上ノ問題ナレハ上告之途アリタルモ之ヲ主張スルヲ能ハサルモノナレハナリ

(問) 第四百七十五條末項ニ判決ヲ廢棄若クハ破毀ス可キ申立云々トアリ如何ナル場合ニ廢棄ノ申立ヲ爲シ如何ナル場合ニ破毀ノ申立ヲ爲スヤ

(答) 控訴審以下ノ確定判決ニ對シ再審ヲ求ムルトキ廢棄ノ申立ヲ爲シ上告審ノ確定判決ニ對シ再審ヲ求ムルトキハ破毀ノ申立ヲ爲ス

第五編 證書訴訟及ヒ爲替訴訟

第六編 強制執行

第一章 總則

(問) 第四百九十九條ニ依リ判決確定ノ證明書ヲ求ムル申請書ニハ印紙ヲ貼用スルニ及ハサルヤ

(答) 此申請書ト雖モ民事訴訟用印紙法第十條ニ依リ二十錢ノ印紙ヲ貼用スヘキモノナラン

(問) 確定ノ證明書ハ如何ナル用ニ供スルヤ

(答) 已判効ヲ主張スルノ證據トシ又ハ執行文付與ヲ爲ス裁判所ニ於テ判決ノ確定ヲ知ル能ハサルトキノ用ニ供ス

(問) 第五百一條第三號ニ「第二又ハ其後ノ闕席判決」トアリ其後ノ闕席判決トハ第二以上ノ闕席判決ト云フ義ナルヘシ而ルニ第二百六十三條第二項ニ依レハ第二ノ闕席判決ニ對シテハ故障ヲ許サスト



ノ成規ナルヲ以テ第二以上ノ闕席判決ヲ生スル場合ナキニアラス  
ヤ

(答) 第二以上ノ闕席判決ヲ生スル場合ハ第二ノ闕席判決ニ對シ第三  
百九十八條但書ノ規定ニ依リ控訴ヲ爲シタルニ控訴裁判所ニ於テ  
ハ尙ホ前審ノ裁判所ニ於テ辯論ヲ爲サシムルノ必要アリト認めメテ  
第四百二十二條ノ規定ニ從ヒ第一審裁判所ニ差戻シタルニ其口頭  
辯論ノ期日ニ於テ尙ホモ闕席シタルトキノ如キハ同一審ニ於テ第  
二以後ノ闕席判決ヲ生スルニ至ルコアルヘシ

(問) 前審級ノ判決ニ對シ上訴ノ提起有無ノ證明ヲ求ムルトキハ上級  
裁判所ハ上訴期間内外ヲ問ハス之ヲ付與スヘキヤ

(答) 付與ス可キモノナラン

(問) 確定ノ終局判決ニ對シ執行文ヲ付與スルニハ必ス確定ノ證明書

ニ依ルヲ必要トスルヤ若シ果シテ然ラハ一裁判所カ其訴訟記録ニ  
依リ確定ノ證明書ヲ付與シ而ル後同裁判所カ之ニ依リテ執行文ヲ  
付與スルカ如キ無用ノ手續ヲ煩ハスノ嫌ナキニアラスヤ

(答) 執行文ヲ付與スル裁判所ニ於テ其訴訟記録ニ依リ判決ノ確定ヲ  
明知シ得ハ必スシモ確定ノ證明書ヲ要スルト云フニ非ス(例ヘハ闕  
席判決ヲ爲シ故障ノ申立ナクシテ確定シタルカ如キ場合ニハ其裁  
判所ニ於テ明知シ得ルコアリ)法律ハ總テノ場合ニ於テ此證明書ヲ  
提出セシメテ執行文ヲ付與スヘキ旨ヲ命シタルコナシ

(問) 上訴ヲ爲シ得ヘキ判決ナルトキハ如何ナル場合ト雖モ必ス上級  
裁判所書記ノ上訴提起ナカリシコトノ證明アルニ非サレハ執行文ヲ  
付與スル能ハサルヤ

(答) 本法ノ明文ニ於テハ執行文ヲ付與スルニハ必ス確定ノ證明書ヲ



要スルモノト爲サス故ニ執行文ヲ付與スル裁判所ニ於テ判決ノ確定ヲ明カニ認知シ得ルトキハ必スシモ確定ノ證明書ヲ要セサルヘシサレハ第一審裁判所ニ於テ其訴訟記録中ノ送達證書ニ依リ判決ノ送達後一ケ年モ經過シタルニ尙ホ上級裁判所ヨリ第四百三十一條及ヒ第四百五十四條第八號ニ所謂訴訟記録ノ送付ヲ申越サ、ルトキノ如キハ上訴ナクシテ判決ノ確定シタルヲ明カナレハ假令上級裁判所ノ證明書ナキモ執行文ヲ付與スルヲ得ヘシ

(問) 訴訟費用ニ付テハ本按ノ判決ニ對シ執行文ノ付與ヲ受クレハ之ト同一ニ強制執行ヲ爲シ得ヘキヤ將タ訴訟費用額確定ノ決定ヲ受ケ此決定ハ即時抗告ノミヲ以テ不服ヲ申立ツルヲ得ル裁判ナレハ第五百五十九條第一號及ヒ第五百六十條ニ依リ其決定ニ對シ執行文ノ付與ヲ受クルニ非サレハ強制執行ヲ爲シ得サルヤ

(答) 訴訟費用ノ事ハ判決主文中ニ掲グルモノナレハ本按ノ請求ト共ニ強制執行ヲ爲ストキハ其判決ニ執行文ヲ付與セハ足ルヘク費用額確定ノ決定ハ之ニ依リ受取ルヘキ金額定マルノミニシテ更ニ二重ノ執行文付與ヲ受クルニ及ハサルヘシ勿論訴訟費用ノミ獨立シテ執行スルモハ後段ノ見解ノ通り

(問) 第五百十六條ニ訴訟カ上級裁判所ニ繫屬スルトキハ其裁判所書記之ヲ付與ス<sub>ト</sub>アルニ依リ已ニ控訴ヲ爲シタル事件ニ付テハ第二審裁判所ノ書記カ執行文ヲ付與スヘキモノナルヤ

(答) 第五百十六條ノ精神ハ執行力アル正本ハ總テ第一審裁判所ニ於テ之ヲ付與スルヲ通例トスレモ現在訴訟カ上級審ニ繫屬スルトキ即チ訴訟カ上級審ニ於テ未タ全ク完結セサル前ニ執行文付與ヲ求ムルトキニ限り例外トシテ上級裁判所ノ書記カ之ヲ付與スルモノ



トス如何ナル場合ニ訴訟カ上級審ニ於テ未タ全ク完結セサル前ニ  
執行文付與ヲ求ムルコアルヤ曰ク第二百二十六條ノ規定ニ從ヒ一  
分判決ヲ爲シタルニ之ニ對テハ上訴ナクシテ確定シタルモ他ノ部  
分ニ對テハ上訴起リ未タ訴訟中ニアル如キ又ハ前審ノ判決カ假執  
行ノ宣告ヲ付シタルモノニシテ上訴ノ起リシ後ニ執行文ノ付與ヲ  
求ムルカ如キ又ハ判決ノ一部ハ和解(第五百五十九條第三號)ニヨリ  
完結シタルヲ以テ之ニ依リ執行文ノ付與ヲ求メントスルトキ他ノ  
部分ハ未タ上訴中ニアルトキノ如キ是ナリ故ニ已ニ上級審ニ於テ  
判決アリ訴訟記録カ第一審裁判所ニ戻リタルトキハ上級審ニ於テ  
執行文ヲ付與スルノ限リニ非サルヘシ

(問) 第五百十六條ノ規定ニ依リ執行力アル正本ハ訴訟カ現ニ上級審  
ニ繫屬スルトキノ外ハ第一審裁判所ノ書記之ヲ付與スルモノトシ

其之ヲ付與スルニハ第五百二十四條ニ依リ判決ノ原本ニ原告ノ爲  
メ又ハ被告ノ爲メニ付與スル旨ト之ヲ付與スル日時ヲ記載スヘキ  
モノトセリ而ルニ上級裁判所ノ判決ニ付キ第一審裁判所ニテ執行  
力アル正本ヲ付與スル場合ニ當リテハ第一審裁判所ニハ判決ノ原  
本ナキ故第五百二十四條ノ規定ニ從フコトヲ得ス之ヲ如何ニ處置シ  
テ可ナランヤ

(答) 此場合ニハ第四百三十一條及ヒ第四百五十四條第八號ニ依リ訴  
訟記録ニ付シ返還サレタル認證シタル謄本ニ之ヲ記入セハ可ナラ  
ン然レモ茲ニ注意スヘキコトハ第二審ニ於テ第一審ノ判決ヲ正當ト  
シテ上訴ヲ棄却シ確定シタルトキノ如キハ其執行文ハ第一審ノ判  
決ノ正本ニ付スヘキコトアリ從テ第五百二十四條ノ事柄ヲ記載スル  
亦第一審ノ判決ノ原本ナリトス



(問) 執行力アル正本ハ上級審ニ繫屬スルトキノ外ハ第一審裁判所ニ於テ付與スヘキモノナリト雖モ判決言渡後原本ヲ作製シテ書記ニ交付スルニハ七日ノ時間ヲ許シ其上認證シタル謄本ヲ作ルニハ多少ノ時間ヲ要スヘケレハ上級裁判所ニ於テ判決言渡後直チニ訴訟記録ヲ第一審裁判所ニ還付スル能ハス此判決言渡後未タ訴訟記録ヲ還付セサル間ニ有テ執行力アル正本ヲ求ムルトキハ第一審裁判所ノ書記之ヲ付與スルヲ得ヘキヤ

(答) 執行文付與ニ關シテハ上級審ヨリ訴訟記録ノ返還ナキ間ハ第一審裁判所ノ書記ハ其訴訟ハ上級審ニ繫屬中ト看做サ、ルヲ得ス

(問) 第五百十七條ニ判決ノ正本ノ末尾ニ之ヲ附記ス「トアルハ裁判所書記新ニ正本ヲ作り其末尾ニ附記スヘキ精神ナルヤ又ハ執行力アル正本ヲ求ムルモノニ對シ先ニ判決ノ正本ヲ送達シアル場合ニ於

於テハ其正本ヲ徴シ之カ末尾ニ附記スヘキモノナルヤ

(答) 已ニ判決ノ正本ヲ送達シ之ヲ所持スルトキハ其正本ヲ徴シテ之カ末尾ニ執行文ヲ附記シ否ラサル場合ニ於テハ新ニ判決ノ正本ヲ作り其末尾ニ附記スルモノナラン

(問) 第五百十八條ニ「執行力アル正本ハ判決ノ確定シタル時又ハ假執行ノ宣告アリタルキニ限り之ヲ付與ス」トアル以上ハ支拂命令ニ對スル假執行ノ宣告ヲ爲シタルキ又ハ職權ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲シタルトキモ第五百十七條ニ依リ執行文ヲ附與セサル限りハ無論強制執行ニ着手スルヲ得サルヤ

(答) 抑本法ニ於テハ執行力アル正本ニ依ルニ非サレハ強制執行ヲ爲スヲ得ス(第五百十六條第一項)而シテ其執行力アル正本タルモノハ一般ニハ皆執行文ヲ附記シタルモノナリ只次ノ三個ノ場合ニ於



テ承繼ナキ限りハ執行文ヲ附記セスシテ強制執行ヲ爲シ得ヘキモ  
ノアリ

第一執行命令 第五百五十九條第三號ニ云フ所ニシテ即チ第三百  
九十三條第三項ニ依リ支拂命令ニ付キ假ニ執行ス可キ爲メノ宣  
言ヲ云フ(第五百六十一條參照)

第二假差押 (第七百四十九條)

第三假處分 (第七百五十六條第七百四十九條)

サレハ本問ノ支拂命令ニ對スル假執行ノ宣言即チ執行命令ハ承繼  
ナキ限りハ執行文ヲ附記スルニ及ハス其他ノ假執行ノ宣言ハ假令  
ヒ職權ヲ以テ爲シタルモノト雖モ執行文ヲ付セサレハ執行力アル  
正本タル能ハス直チニ強制執行ニ着手シ得サルヤ明カナリ

(問) 第五百二十八條第一項ニ「判決ヲ已ニ送達シ又ハ同時ニ送達シ」云

々トアル其判決トハ執行文ヲ附記シタル判決ナリヤ將タ執行文ヲ  
附記セサル判決ナリヤ

(答) 本條第一項ハ一般強制執行ハ判決ノ送達アリタルニ非サレハ之  
ニ着手スルヲ得サルノ原則ヲ示スナリ故ニ同條第二項ノ如キ其  
原則ヨリ生スル結果ナリトス而シテ其送達スヘキ判決ハ執行文ヲ  
付シタル場合ト然ラサル場合トアリ強制執行ヲ求ムル者及ヒ之ヲ  
受クル者カ判決ニ記載セラレタル者ニシテ且條件付ニアラサルト  
キハ其判決ノ送達云々ハ執行文ヲ附記セサルモノヲ意味シ若シソ  
ノ之ヲ求ムル者及ヒ之ヲ受クル者カ執行文ニ記載セラレタル者ナ  
ルモ即チ承繼アルトキ及ヒ條件付ノ判決ナルトキハ其判決ノ送達  
云々ハ執行文ヲ付シタル判決ヲ意味ス

(問) 第五百二十九條第二項ニ「公正ノ證明書ヲ提出シ」トアルハ執達吏



ニ提出スルモノナルヤ將タ裁判所ニ提出スルモノナルヤ

(答) 強制執行ノ行爲カ裁判所ノ專行ニ屬スル場合ニハ其執行裁判所

ニ又執達吏ノ專行ニ屬スル場合ニハ執達吏ニ提出スルノ謂ナラン

(問) 第五百二十九條末項ノ「公正ノ證明書」トアルハ執達吏ノ作リタル

モノナルヤ將タ裁判所書記ノ作リタルモノナルヤ

(答) 茲ニ云フ公正證書トハ供託所ノ吏員ノ作リタル受領證書保證ト

シテ供託シタルモノノ謂ニシテ決シテ書記執達吏等ノ作リタルモ

ノニ非サルヘシ

(問) 同條第二項末段ニ所謂公正ノ證明書ノ謄本トハ執達吏ノ作ルモ

ノナルヤ

(答) 執達吏之ヲ作ルヲモアル可シ但已ニ送達シト云フ場合ニハ執達

吏ノミニ限ラサルヘシ

(問) 第五百五十一條、第五百五十二條ニ云フ所ノ停止ト保持トハ如何

ナル差異アルヤ

(答) 本然ノ停止ハ已ニ着手シタル處分ヲモ全ク取消ヲ通例トス然レ

モ單ニ停止ト云フ裁判ニ非スシテ一時ノ停止ヲ命シタル裁判ナル

トキハ其裁判中ニ已ニ爲シタル處分ヲ取消ス可キ明文ヲ掲ケアラ

サル限りハ已ニ爲シタル處分ヲ取消サスシテ一時其儘ニ保持シ置

キ進ンテ爾後ノ處分ヲ爲サ、ルノ精神ナリ

(問) 第五百五十二條第二項ノ債務者ノ知ルヲ要スル執行行爲トハ

如何ナル場合ナリヤ

(答) 第五百六十六條末項及ヒ第五百九十八條ノ場合ノ如キ是ナリ

(問) 判決確定ノ上已ニ執行文ヲ付與シ之ニ依リテ財産ヲ差押ヘ競賣

シ一先ツ完結シタル後債務者カ俄ニ富ヲ得タルトキノ如キハ債權



者ヨリ同一ノ執行力アル正本ニ依リ殘額ニ付テノ強制執行ヲ執行  
裁判所又ハ執達吏ニ求ムルヲ得ヘキヤ

(答) 一旦執行ヲ完結シタルモ義務ヲ完全ニ盡ス能ハスシテ其一分ヲ  
盡シ執行力アル正本ニ其旨ヲ附記シ(第五百三十五條第一項末段及  
ヒ第六百三十九條第三項參照此正本ヲ債權者ニ戻シタル後他日債  
務者カ富ヲ得ハ直チニ同一ノ正本ヲ以テ其殘額ニ付キ強制執行ヲ  
求メ得ヘシ元來執行力アル正本ハ其債務名義丈ノ強制執行ヲ爲ス  
ノ力ヲ有シ全部ノ満足ヲ得サルニ於テハ一回ノ使用ヲ以テ其効力  
ヲ失フモノニ非サルヘシ

(問) 第五百五十九條ノ各號ニ云フ所ノ債務名義ト雖モ第五百六十條  
ノ規定ニ從ヒ第五百二十八條ヲ準用シ送達アリタルニ非サレハ強  
制執行ニ着手スル能ハサルハ勿論ナルヘシト雖モ何故之ヲ送達ス

ルノ必要アルヤヲ發見セス和解ノ如キハ別段送達スルニ及ハサル  
可シト論スルモノアリ如何

(答) 判決ノ如キハ十中八九マテハ之ヲ送達スルニ非サレハ確定セサ  
ルヲ以テ強制執行ノ際ニハ已ニ送達アリト雖モ彼ノ上告審ノ判決  
ノ如キニ至テハ之ヲ送達セサルモ對席判決ヲ言渡スルハ直チニ確  
定スルヲ以テ強制執行着手ノトキ未タ其判決ノ送達シアラサルコ  
アル可シ果シテ然ラハ其執行ヲ受クル相手方ハ只口頭ニテ判決ヲ  
言渡サレタルニ止リ債權額ヲ記憶セシテ如何ナル程度迄財産ヲ  
差押ラレテモ異議ヲ述フルヲ得サルヤ否ヤモ判然セサルコアル可  
シ是レ第五百二十八條ニ於テ送達ナケレハ執行ニ着手スルコトヲ得  
サルモノト規定セシ所以ナラン而シテ和解ノ如キモ執行ヲ受クル  
者必スシモ其正本又ハ謄本ヲ所持スルト云フニ限ラサルヲ以テ之



カ送達ヲ要スルノ理判決ト一ナリ故ニ第五百六十條ニ於テ之ヲ準用スト規定セラレシモノト思考ス

(問) 第五百五十九條第五號ニ於テ公證人ノ作リタル公正證書ニシテ強制執行ヲ爲シ得ヘキ債務名義タルモノヲ示セリ而ルニ公證人規則第三條及ヒ第十四條第二號ニ依レハ公正證書ノ正本ニ依リ裁判所ノ命令ヲ得テ執行ヲ爲スノ力アルモノモアリテ兩法ノ關係甚タ解シ難シ這ハ新法實施後ト雖モ共ニ併存スヘキモノナルヤ

(答) 凡ソ新舊兩法相抵觸シ兩立ス可カラサルモノナルニ於テハ別ニ舊法ヲ改ムルノ法律ナシト雖モ舊法ハ新法ノ實施ト共ニ改正セラレタルモノト看做スハ蓋シ一般法律ノ解釋法ナラン今本問ノ場合ニ公證人規則第三條中段ノ規定ニシテ尙ホ有効ナルモノトセハ本法第五百五十九條第五號ニ依リ特別ノ制限ヲ以テ公證人ノ作リタ

ル公正證書ニ付キ執行ヲ爲シ得ヘキ債務名義ト爲セル規定ハ全ク無用ノ贅文ニ屬セサルヲ得ス何ソ如斯理由アラシヤ故ニ本問ノ如キ公證人規則中ニテ新法ニ抵觸スルモノハ自然ニ改正セラレタルモノト信ス

(問) 明治八年第百二號布告ニ依リ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ヲ完全ニ盡ス能ハサリシカ爲メ其本人又ハ相續人ニ至ル迄身代持直シ次第皆濟ス可キ旨ノ裏書證書ヲ受ケタル債權者カ新法實施後其證書ニ依リ強制執行ヲ求ムルトキハ之ニ依リ執行處分ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 従前ノ裏書證書ハ裁判上ノ裏書ヲ爲シタルモノナリト雖モ尙ホ一個ノ證據タルニ過キス故ニ假令ヒ債務者カ身代持直スト雖モ之ヲ以テ裁判ヲ受クルニ非サレハ其裏書證書ヲ以テ直チニ執行ヲ爲スコトヲ得サル慣例ナリシ故ニ今日ニ至テモ之ヲ以テ執行力アル



正本ト看做スヲ得ス從テ直チニ強制執行ヲ爲シ得サルヘシ

## 第二章 金錢ノ債權ニ付テノ強制執行

### 第一節 動産ニ對スル強制執行

#### 第一款 通則

(問) 強制執行又ハ假差押ノ場合ニ於テ疊建具等ハ民法實施迄ハ動産ト看做シテ差押フヘキヤ將々民法實施前ト雖モ用法ニ依ル不動産ト看做シ動産差押ノ手續ニ依ルヲ得サルヤ

(答) 疊建具ヲ用法ニ依ル不動産ト見ルヘキカ將々動産ト見ルヘキカハ民法上ノ問題ナレモ是等ハ成文民法ノ實施前後ヲ問ハス一概ニ論シ難シ例ヘハ借家人カ新築ノ貸長家ヲ借受ケ之ニ疊建具等ヲ持込ミ住居スルモノ、如キハ固ヨリ明渡ノ節ハ此疊建具ヲ持去ルノ意旨ト看做サ、ルヲ得サル故全ク普通ノ動産トシテ取扱フヘク之

ニ反シ初メ建物新築ノ際其所有者カ該家屋ニ合セテ疊建具等ヲ切込マセタルモノ、如キハ其建物ト全ク同一體ニ爲シタルモノニシテ民法上所謂用法ノ不動産タルトハ論ヲ俟タス如斯性質即其所有者ノ意旨判然タルモノハ民法實施前ト雖モ動産差押ノ手續ニ依リ難カルヘシ

#### 第二款 有體動産ニ對スル強制執行

(問) 有體動産ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ戸主ニ對スル差押ハ勿論其家族又ハ同居者ニ對スル差押ヲ爲ストキモ其戸主ノ財産ハ言フニ及ハス家族及ヒ同居者ノ財産マテモ差押ヘ得ヘキヤ

(答) 一家ノ財産ハ一般ニ之ヲ占有スル所ノ戸主ノ財産ト推測セラレヘキモノナルヲ以テ其戸主ニ對スル強制執行ノ場合ハ其家族ノ財産記名證券等ヲ除クマテモ差押フルヲ得レモ家族又同居者ニ對



スル強制執行ハ其家族又ハ同居者ノ財産タルコト明瞭ナルモノニ止マリ戸主ノ財産ニ及ホスコトヲ得ス若シ戸主ノ拒ムニモ拘ハラヌ之ヲ強制スルアラハ不法ニ第三者ノ財産ニ對シ執行ヲ爲サントスルモノタルヘシ

(問) 第五百七十條第十號ノ禮拜ノ用ニ供スルモノハ内ニハ佛壇ノ如キモ包含スルヤ

(答) 佛壇ハ勿論禮拜ノ用ニ供スルモノ、著明ナル一部ナリト信ス

(問) 商業帳簿ハ差押フ可カラサルヤ果シテ然ラハ第五百七十條中何レニ該當スルヤ

(答) 商業帳簿ノ如キハ勿論差押フヘカラサルモノニシテ即チ第五百七十條第一號ノ債務者ノ爲メニ缺ク可カラサル家具タリ

(問) 特定物ノ引渡ノ場合ハ第五百七十條ノ物件ト雖モ之ニ對シ強制

執行ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 第五百七十條ハ金錢ノ支拂ヲ目的トスル強制執行ノ爲メニ債務者ノ財産ヲ差押フルトキハ是等ノ物件迄モ差押フルコトヲ許サスト云フニ過キサレハ特ニ物件ヲ引渡スヘキ場合ノ如キハ勿論本條ヲ顧ミルニ及ハサルヘシ

(問) 戸主ニ對スル差押ヲ爲スニ當リ該戸主ハ大工職ナレトモ家族ノ内ニ農業ヲ營ムモノアルトキハ第五百七十條第四號ニ依リ農業ニ必要ノ農具ハ差押フルコトヲ得サルヤ

(答) 第五百七十條第四號ノ如キハ差押ノ爲メ其職業ヲ害セザランコトヲ務ムルカ爲メ之ヲ差押フ可カラサル物トセル故ニ本問ノ場合ト雖モ之ヲ差押フ可カラサルヘシ

(問) 第五百八十九條ニ民法ニ從ヒ配當ヲ要求シ得ヘキ債權者ハ執行



カアル正本ニ因ラスシテ賣得金ノ配當ヲ要求スルコトヲ得トアル規定ハ民法實施前ニハ之ヲ施行スルコトヲ得サルヤ若シ果シテ施行セサルモノトセハ之ニ換ヘ得ヘキ救濟法ナキヤ

(答) 民法擔保篇第一條ニ依リ債務者ノ總財產ハ債權者ノ共同擔保タルヲ原則トシ其債務者ノ總財產カ總テノ債務ヲ辨濟スルニ足ラサル場合ニ於テ或ル債權者カ差押ヲ爲シタルトキハ已ニ請求ヲ爲シ得ヘキ時期ニ到着シタル債權者ハ勿論民法財產編第四百〇五條第二號ノ規定ニ依リ時期未タ至ラサル債權者(債務者ノ財產カ過半差押ヘラレタルトキニ限ル)ト雖モ其債權ノ目的原因體様ノ如何ヲ問ハス總テ分配ヲ受クルコトヲ得ヘキモノトセリサレハ此場合ニハ第五百八十七條ノ規定ニ依リ執行カアル正本ニ因ラスシテ配當要求ヲ爲シ得ヘキモノトス然レトモ其實體法タル民法ニシテ實施セラ

レス且今日ニ於テ斯ル法律ナキ以上ハ此規定ヲ適用スルコトヲ得ス故ニ今日ニ有テハ執行カアル正本ニ依ルノ外配當要求ヲ爲シ得ヘキモノナカルヘシ何トナレハ本法ニ於テハ強制執行ノ行爲ハ執行カアル正本ニ依リ之ヲ爲スヘキモノニシテ(第五百十六條第一項、第五百三十四條參照)配當モ亦強制執行行爲ノ一部ナルヲ以テナリ如斯ク解釋スルトキハ人或ハ疑ヲ容レ舊法身代限規則ニ於テハ執行カアル正本ノ如キモノナキ債權者モ配當ニ加入スルコトヲ得タリシニ新民事訴訟法實施セラレ民法實施ニ至ラサルカ爲メ其債權ヲ伸張スルノ途ナキニ至リタリト云フモノアランカ決シテ然ラス斯ル場合ニハ他ニ救濟ノ途アリ債權者ハ宜シク假差押ノ申請ヲ爲シ置キ一方ニ訴ヲ起シテ其權利ヲ確定スヘキナリ然ルトキハ第六百三十條第三項ノ規定ニ依リ賣得金配當ノ場合ニ於テ其債權ノ配當額



ヲ供託シテ保存シ置ク故結局配當ニ與ルコトヲ得其權利ヲ害セラ  
ル、トナカルヘシ

(問) 第五百九十條ニ依リ配當要求ヲ執達吏ニ爲ストキハ其申請書ニ  
印紙ヲ貼用スヘキモノナルヤ

(答) 本問ノ場合於テ配當要求ノ申請ヲ執達吏ニ爲スハ第五百九十一  
條ノ如キ手續ヲ履行セシムル爲メ便宜上之ヲ執達吏ニ出シ執達吏  
ハ是等ノ書類ヲ一括シテ配當裁判所ニ出スニ過キス其實配當裁判  
所ニ申請スルノ精神ナルヲ以テ此申請書ニハ民事訴訟用印紙法第  
十條ニ依リ印紙ヲ貼用スヘシ

(問) 第五百九十一條第三項ノ場合ニ於テ債權者カ三日内ニ訴ヲ起サ  
ルルキハ執達吏ハ直チニ配當ヲ爲スヘキヤ

(答) 執達吏ハ元來配當ヲ爲スヘキ職權ナシ特ニ本問ノ場合ノ如キハ  
配當ニ付キ債權者間ノ協議調フ可キモノニアラサルヲ以テ第五百  
九十三條第一項前段ノ規定ニ依ル能ハス必ス第一項後段及第三項  
ノ規定ニ依リ賣得金ヲ供託シ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ツヘキモ  
ノナラン尤モ右第五百九十一條ノ規定ノ如キハ民實施後ニ非サレ  
ハ適用ス可キトナカルヘシ

(問) 已ニ假差押ヲ爲シタル動産ニ對シ確定判決ニヨル執行力アル正  
本ヲ以テ他ノ債權者ノ爲メニ本差押ヲ爲シタルトキハ前ノ假差押  
ハ消滅スルモノナリヤ

(答) 假差押ニ係ル物件ニ對シ強制執行ヲ爲スモ假差押ノ効力ヲ消滅  
スヘキモノナラス第五百八十六條第四項ノ規定ハ動産ニ對スル強  
制執行ヲ爲スニ付テハ假差押ニ係ル物タルヲ顧ミス(強制執行ニ  
着手後假差押ノ命令アリタルトキモ同斷差押ヲ爲シ競賣ニ付スマ



テ當然其手續ヲ進行セシムルト云フニ在リ而シテ此場合ニ於テ假  
差押ノ命令ハ如何ナル効果ヲ存スルヤト云フニ其假差押ニ係ル債  
權ハ未確定ノモノナレハ當然配當ノ協議ヲ調フヲ得サルモノナ  
ルヲ以テ第五百九十二條第一項後段ノ規定ニ依リ其賣得金ノ供託  
ヲ爲シ同條第三項ノ規定ニ依リ事情届書ヲ執行裁判所ニ差出シ執  
達吏ハ是マテニテ執行手續ヲ完結スヘキナリ而シテ配當裁判所即  
チ執行裁判所ハ第六百二十六條以下就中第六百三十條ノ規定ニ依  
リ配當ノ手續ヲ爲スナリ尤モ配當ノ事タル配當裁判所ノ職務ニ屬  
シ執達吏ハ職權外ニシテ之ニ干與ス可キモノナラスサレハ假差押  
ニ係ル物件ニ對シ強制執行ヲ爲ストモ假差押ノ効力ハ條件付ヲ以  
テ配當ヲ受クヘキ効力ヲ保存ス

第三款 債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強

制執行

(問) 民法財産編第三百三十九條第一項ニ「債權者ハ其債務者ニ屬スル  
權利ヲ申立テ及ヒ其訴權ヲ行フヲ得」トアリテ同條第二項ニ於テ  
ハ債權者ハ第一差押第二參加第三民事訴訟法ニ從ヒ得タル裁判上  
ノ代位ヲ以テ前項ノ權利ヲ實行スルヲ得ヘキ旨趣ヲ掲ケタリ然レ  
トモ本法ニ於テハ其債權者カ代位ノ申請ヲ爲スノ手續及ヒ裁判所  
カ代位ヲ許可スルノ規定ナキハ如何ナル譯ナルヤ  
(答) 民法財産編第三百三十九條第二項ニ所謂「裁判上ノ代位」云々ハ本  
法第六百條ノ規定ニ從ヒ轉付ノ命令ヲ受ケタル場合ヲ云フ

第四款 配當手續

○

第二節 不動産ニ對スル強制執行



第一款 通則

第二款 強制競賣

(問) 登記法第九條第一項ニ依レハ地所若クハ建物等ノ差押ニ付テハ  
 裁判所ノ命令書ニ依リ記入ヲ爲スヘキコトヲ定メタリ右命令書ハ  
 民事訴訟法第六百四十四條ニ定メタル競賣手續ノ開始ヲ決定シテ  
 差押ノ宣言ヲ爲シタルモノヲ云フヤ

(答) 舊法ニ所謂不動産差押ノ命令ナルモノハ新法ノ規定ニ於テハ不  
 動産ノ競賣手續開始ノ決定ニシテ差押ノ宣言ヲ爲シタルモノニ該當  
 ス(民事訴訟法第六百四十四條第一項)而シテ登記法第九條第二項ノ  
 記入ノ手續ハ民事訴訟法ノ第六百五十一條ニ該當スルモノナラン

(問) 登記法第九條第二項第三項ニ依レハ不動産差押ノ記入ハ裁判所

ヨリ直チニ求ムヘキモノニシテ右手續ヲ爲スニハ登記料ハ登記印  
 紙ヲ請求書ニ貼用シテ納メシメ之ヲ登記所ヘ送付スヘキモノトセ  
 リ民事訴訟法第六百五十一條ニ於テ裁判所カ職權ヲ以テ競賣ノ申  
 立アリタルコトヲ登記簿ニ記入ス可キ旨ヲ登記判事ニ囑託スルモ  
 ノト爲スモ當事者ニ於テハ其登記印紙ヲ申請書ニ貼用シテ納ムル  
 ノ手續ハ履踐セサル可カラサルヤ

(答) 民事訴訟法ニ於テハ不動産差押ニ付テノ登記囑託ノ手續ヲ定メ  
 タルノミニシテ登記法ニ依リテ登記税ヲ納ヘキ義務ヲ妨ケサルナ  
 リ

(問) 第六百五十一條ノ裁判所カ職權ヲ以テ競賣ノ申立アリタルコト  
 ヲ登記簿ニ記入スヘキ旨ヲ登記判事ニ囑託シテ此手續ヲ爲シタル  
 後ハ爾後一切ノ登記ヲ停止スルノ効力ヲ生スルヤ



(答) 法律上爾後ノ登記ヲ停止スルノ効力ヲ生スルニ非ス然レモ實際ニ於テハ競賣開始ノ決定ヲ受ケタル物件ト知リ賣買スルモノナク又競賣開始ノ決定ノ後再ヒ競賣開始ノ決定ヲ爲ス如キナキ故之カ登記ヲ爲スコトナカル可シ然レモ其競賣開始ノ決定ヲ受ケタルモノタルコトヲ承知シテ此義務付ノ物件ヲ讓受クルハ法律ノ禁スル所ニ非サルヲ以テ斯ル變例ノ場合ニハ登記ヲ爲スコトモアランカ這ハ固ヨリ罕ナル可シ

(問) 第六百五十五條ニ鑑定人ヲシテ不動産ノ評價ヲ爲サシメトアリ此鑑定人ハ第三百二十二條以下ノ規則ニ從ヒ宣誓ノ上評價セシムヘキヤ

(答) 民法證據編ノ規定及ヒ本法第二編第一章第七節ニ於ケル鑑定ハ一個ノ證據トシテ係爭事項證明ノ用ニ供ス故ニ此鑑定人ハ必ス宣誓ヲ爲スヲ必要トス然ルニ第六百五十五條ノ鑑定ハ訴訟上證據ノ用ニ供セラル、モノニ非スシテ只不當ニ低價ナル競落ヲ爲サ、ルカ爲メ不動産ヲ評價セシムルニ過キサレハ名ハ鑑定人ナレモ其實評價人タルノミ故ニ第三百二十二條以下ノ規定ヲ適用セサルモ妨ケナカル可シト思考ス

(問) 地所建物等ヲ書入質ニ取り又ハ該物件ニ對シ假差押ノ手續ヲ爲シ之カ登記ノ後債權者カ其請求事件ニ付キ確定ノ判決ヲ受ケ其執行力アル正本ニ依リ競賣ノ申立ヲ爲ストキハ裁判所ハ第六百四十四條ニ依リ競賣手續開始ノ決定ヲ爲スモ別ニ其物件ヲ差押フルコトノ宣言ヲ爲スニ及ハサルヤ

(答) 書入質ハ差押ヨリモ一層優先權ヲ有スルモノナレハ其物件ニ對シ競賣手續開始ノ決定ヲ爲サハ別ニ差押ノ宣言ヲ爲スニ及ハサル



可ク又假差押ニ係ル物件ニ對シ確定判決ノ執行力アル正本ニ依リ競賣手續開始ノ決定ヲ爲サハ最早本差押ト同様ノ結果ニ至ルヘキヲ以テ別ニ差押ノ宣言ヲ爲スニ及ハサルヘシ

(問) 不動産ニ對スル強制執行濟ノ上ハ執行力アル正本ハ動産ニ對スル強制執行濟ノ場合(第五百三十五條)ト同シク債務者へ返付スルモノナルヤ將々裁判所ニ留メ置クヘキヤ其取扱方民事訴訟法第何條ニ依ルヘキヤ

(答) 強制執行ヲ完結シタルキハ配當裁判所ハ第六百三十九條ノ規定ニ依リ(第六百九十七條參照)義務ノ一分ヲ盡シタル場合ニ於テハ執行力アル正本ニ其旨ヲ記入シ之ヲ債權者ニ交付シ全部ヲ盡シタルトキハ之ヲ債務者ニ交付スヘキモノニシテ一切裁判所ニ留置クヘキモノニ非ス

(問) 第六百五十三條ノ「豫メ知ルニ於テハ手續ノ開始ヲ妨クヘキ事實」云々トハ如何ナル場合ナリヤ

(答) 例ヘハ其財産カ華族ノ世襲財産ナリシトキノ如キ是ナリ

(問) 茲ニ數十筆ノ不動産ヲ競賣ニ附セシニ數人ニ競落セリ依リテ執達吏ハ式ニ從ヒ最高價競買人ノ氏名ヲ呼上ケ競落許可ノ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ告ケ其書類ヲ執行裁判所ニ出シ以テ競賣手續ヲ終局シタル然ルニ其競落許可決定ノ期日ニ先ツテ債務者若干金ヲ供託シタル公正證書ヲ提出シ第五百五十條ニ依リ競賣ノ處分ノ取消ヲ申請セリ之ニ對シ競落人ハ一同異議ヲ唱フ此場合ニモ尙ホ競賣處分ヲ取消スヘキヤ

(答) 本問中ニ若干金ヲ供託シ云々トアルヲ以テ事確カナラサルノ感アリト雖モ要スルニ第五百五十條第三號ニ於ケル精神ト競落決定



前ニハ斯ルトキト雖モ競賣處分ヲ取消シ得ヘキヤ否ヤノ二點ヲ決スルヲ以テ足レリト信ス

(一) 第五百五十條第三號ノ事アレハ執行ヲ停止シ又ハ制限スヘキハ勿論ナリト雖モ其執行ヲ免カル、爲メトアルハ當ニ債權者ノ請求額ノミナラス執行ノ程度ニ應シ執行費用ニ充ツ可キ金額ヲモ供託スルニ非サレハ執行ヲ全ク停止スルコトヲ得サルモノト解セサル可カラヌ何トナレハ金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行ノ場合ノ如キハ執行費用ノ爲メニ別ニ財産ヲ差押フルコトヲ得(第五百五十四條)又金錢ヲ目的トスル債權ニ付テノ差押中ニハ其執行費用ノ爲メノ差押ヲモ包含スヘキモノナレハナリ況ヤ本問ノ如キ執行大ニ進行シ時機稍々後レテ供託ヲ爲シタル場合ハ競落人ノ爲メ償ヲ爲スニ足ルヘキ金額ヲモ供託スルニ

非サレハ執行ヲ免カル、爲メト云フ意義ニハ充分ニ適セサル可シ

(二) 競賣處分ハ已ニ終了シタルモ競落決定ヲ爲サ、ル間ハ競落ヲ許スヤ否ヤ知ル可カラヌサレハ競落人ハ未タ其物件上ニ權利ヲ取得シタルニ非ス故ニ裁判所カ法律ニ依リ其競賣ヲ取消スモ決シテ不當ナル所ナシ競落人何ソ異議ヲ爲スヲ得ンヤ  
故ニ本問ハ(一)ニ云フ如キ充分ナル供託ヲ爲シ其公正證書ヲ提出セハ第五百五十條第三號及ヒ第五百五十一條ニ依リ其競賣ヲ取消シ執行ヲ停止スヘキナリ斯クノ如クセハ競落人ヲシテ大ナル損害ヲ生セシムヘシト論スルモノアラシカ若シ果シテ然ルコトアラハ他ニ救済ノ途アリ何ソ之カ爲メニ本債務者ノ利益ヲ妨ケ其取消ヲ爲ス能ハサラシムルヲ得ンヤ況ンヤ法律上其取消ヲ爲シ得ヘキモノナ



第三款 強制管理

第三節 船舶ニ對スル強制執行

(問) 第七百十七條第二項ニ「端舟其他櫓ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓ヲ以テ運轉スル舟ニハ本節ノ規定ヲ適用セス」トアルヲ以テ該小舟ニ對シテハ有體動産ニ對スル強制執行ノ手續ヲ適用シ執達吏之カ競賣等ヲ爲シ得ヘキモノニシテ從テ船舶登記簿ニ登記スルヲ要セサルモノ、如シ然ルニ現行登記法ニ於テハ是等ノ船舶ヲモ登記スヘキモノトセルカ故兩法相容レサルノ感アリ若シ果シテ登記ヲ要セサルモノトスル片ハ實際上其占有ヲ移スコアルモ登記簿ノ上ニ於テハ所有權移轉セス從テ債務者カ競賣後他人ニ賣却

シ之ヲ登記スルトキハ競買人ハ占有ノ實有ルモ所有權ヲ得ル能ハス其他書入質ノ存スル船舶ナルトキ又ハ競賣後債務者カ書入質ヲ爲ス如キ場合ニ於テ其不都合不尠加之是等ノ小舟ハ登記ヲ要セサルモノト爲ストキハ自然船稅規則ト抵觸スルヲ如何セン

(答) 第七百十七條第二項ノ規定ハ商法第八百二十五條第三項ノ規定ニ出ツルモノニシテ商法ノ精神ハ海商ノ用ヲ爲スヘキ商船其他ノ海船ノ如キハ其性質元ヨリ動産ナリト雖モ組織ノ巨大ナル船長船員等之ニ居住シ殆ト家屋ニ等キ財産ナルヲ以テ他ノ動産ト異ナリ不動産ト同様ノ手續ヲ定メ從テ船舶登記簿ニ登記ヲ受クルヲ要スルモノト爲セリ然レモ端舟等ノ如キ小舟ハ其性質斯ノ如キモノニ非サルカ故ニ此規定ヲ適用セス從テ登記ヲモ必要トセス全ク一般ノ動産ト同一視シタルナリ故ニ強制執行ノ場合ニ於テモ一般船



船ニ對スル強制執行ハ不動産ニ准シテ之ヲ取扱フヘキ方法ヲ設ケ  
 タレト該小舟ニ對シテハ之ニ依ラシメスシテ一般ノ有體動産ニ對  
 スル強制執行ノ手續ニ依ラシメタルモノナラン而ルニ立法部ニ於  
 テ商法實施ヲ延期シタルモ之ニ俱フヘキ本法ノ規定ヲ顧ミサリシ  
 カ故斯クノ如キ兩法相容レサル結果ヲ來セリ然レト形式法ノ規定  
 ヲ以テ實體法ノ規定ヲ動カスヲ得ス況ンヤ國法タル船稅規則ニ  
 於テヲヤ殊ニ第七百十七條第二項ノ規定ニ從ヒ該小舟ニ付テハ船  
 舶ニ對スル強制執行ノ規定ヲ適用セスシテ有體動産ニ對スル強制執  
 行ノ手續ニ依リ執達吏之ヲ爲スモ尙ホ登記法ノ規定ニ從ヒ登記ヲ  
 爲スニ妨ケナキナリ故ニ登記法船稅規則ト本法トハ並テ適用スヘ  
 キモノト信ス果シテ然ラハ執達吏カ端舟等ヲ差押ヘ又ハ競賣シタ  
 ルトキハ爾後如何ナル手續ヲ盡スヘキヤト云フニ他ノ法律(登記法

第九條及ヒ第十九條)ニ於テ裁判所ノ命令又ハ通知(執行行爲ノ處分  
 又通知)ヲ要スルモノアルヲ以テ第五百四十三條ノ規定ヲ準用シ其  
 管轄執行裁判所ノ共力ヲ求メ之カ命令又ハ通知ニ依リ登記簿ノ記  
 入ヲ受クヘキモノト解釋スル方穩當ナラン

### 第三章 金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付

#### テノ強制執行

(問) 借地人カ其借地ニ水車小屋ヲ建設シタリシニ貸借期限滿了後之  
 ヲ引拂ハサルヲ以テ貸主ハ裁判ヲ仰キ該小屋引拂ノ判決ヲ受ケタ  
 リ斯ル場合ノ強制執行ハ本法中別ニ明文ヲ見サル如シ如何ナル手  
 續ニ依リ之カ執行ヲ爲スヘキヤ

(答) 本問ノ如キハ所謂金錢ヲ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行ト  
 云フヘキモノニシテ即第七百三十一條ノ規定ヲ適用スヘキナリ



(問) 茲ニ土地無代價讓與ヲ爲ス可キ判決ヲ受ケタルモノアリ斯ル判決ニ對シテハ如何ナル方法ニ依リ強制執行ヲ爲スヘキヤ殊ニ不動產ノ讓與ハ登記ヲ要スト雖モ登記法ノアルアリテ契約者双方ノ申出又ハ判事ノ命令アルニアラサレハ登記簿ニ記入スル能ハス之ヲ如何ニ處置スヘキヤ

(答) 本問ノ如キハ執達吏ノ爲シ得ヘキモノニ非ス蓋シ該判決ノ如キハ第七百三十六條ノ規定ニ於ケル認諾スヘキヲ及ヒ意思ノ陳述ヲ爲ス可キヲ包含シタルモノナラン果シテ然ラハ其判決ノ確定ニ依リ債務者ハ認諾及ヒ意旨ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做シ登記官吏ハ其判決確定ノ證明書ト債權者ノミノ申立ニ依リ登記ヲ爲スヲ得ヘシ

(問) 第七百三十六條ニ「認諾及ヒ意旨ノ陳述ヲ爲スヘキ」ノ判決ヲ受

ケタルトキハ其判決ノ確定ヲ以テ認諾又ハ意旨ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做ス「トアル以上ハ其判決確定ノ證明證アレハ別ニ執行力アル正本ヲ付與スルヲ要セス裁判所ハ之ヲ認ムヘキモノナルヤ

(答) 本條前段ノ場合ハ判決ノ確定ヲ以テ認諾又ハ意旨ノ陳述ヲ爲シタルモノト法律上確定推測ヲ下スモノナレハ別ニ執行力アル正本付與ヲ要セサルヘシ特ニ本條ノ後段ニ於テ反對給付ノ有リタル後ニ認諾又ハ意旨ノ陳述ヲ爲スヘキ場合ニ限り執行力アル正本ノ付與ヲ要セルヲ見テモ其精神明カナラン

第四章 假差押及ヒ假處分

(問) 假差押ノ命令ハ必ス申請ニ因リ發スヘキモノナルヤ將タ職權ヲ以テモ發スル場合アルヤ

(答) 假差押ノ命令ハ申請アルトキニ限り之ヲ發スヘキモノニシテ裁



判所ノ職權ヲ以テ爲スヘキニ非ス

(問) 民事訴訟法第七百三十九條ノ精神ハ假差押申請人ハ何レノ場合ヲ問ハス其便宜ニ從ヒ物件ノ所在地ノ區裁判所又ハ本按ノ管轄裁判所ヘ申請ヲ爲スコトヲ得ルモノナルヤ

(答) 訴ノ提起前ニハ本按ノ管轄裁判所ナルモノアラズ必ス物件所在地ノ區裁判所ニ假差押ノ申請ヲ爲スヘク訴ノ提起后ハ兩者何レノ裁判所ニ申請ヲ爲スモ一ニ申請人ノ便宜ニ任ス(第七百六十二條參照)

(問) 第七百四十二條ニ依レハ假差押ノ申請ニ付テノ裁判ハ終局判決又ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スモノトセリ此申請ニ付テノ裁判トハ其申請ヲ許可シ又ハ申請ヲ却下シ又ハ保證ヲ立ツルトキハ申請ヲ許可シトノ判決又ハ決定ノ謂ニシテ此申請ヲ許シタル後ニ始メテ同

第七百四十三條ノ假差押命令ヲ爲ス可キモノナリヤ

(答) 假差押ノ申請ニ付テノ裁判ハ終局判決ヲ以テ爲ス場合アリ決定ヲ以テ爲ス場合アリ而シテ其判決又ハ決定ニ於テ假差押ヲ爲シ得ヘキコトヲ命スルトキハ是ヲ假差押ノ命令ト云フ(一個ノ名稱)故ニ一度判決又ハ決定ヲ爲シタル上尙ホ命令ヲ爲スニアラス判決若クハ決定中ノ假差押ヲ爲シ得ヘキ命コソ即チ假差押ノ命令ナリ

(問) 第七百四十二條第二項ニ云々ノ裁判ハ債務者ニ通知スルコトヲ要セストアリ而シテ本法中斯ル裁判ヲ通知スルノ規定ナシ果シテ然ラハ其通知スルコトヲ要セストアハ第二百四十五條末項ノ送達ヲ要セサルコト解スヘキヤ

(答) 通知ト送達トハ全ク異ナレリ元來差押ヲ爲ス場合ニ於テハ屢債務者ニ通知ヲ爲スヘキ規定アリ第五百六十六條末項、第五百九十一



條等はナリ而ルニ本條ニ於テハ唯斯ノ如キ通知ヲ要セサルコト示  
スニ過キスシテ送達ノ要否ハ別個ノ問題ニ屬ス

(問) 假差押其他ノ命令等ニ付キ正本送達ノ規定ナキモノハ謄本ヲ交  
付スヘキヤ

(答) 口頭辯論ヲ經スシテ爲ス命令ハ言渡ヲ爲サ、ルカ故第二百四十  
五條末項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ其正本ヲ送達セサルヲ得ス

(問) 假差押ノ命令ヲ債務者ニ送達スルニ付テハ正本ヲ以テスヘキヤ  
又ハ認證シタル謄本ヲ以テスヘキヤ

(答) 債務者モ亦假差押ノ命令ヲ受クルノ地位ニ立チ之ヲ遵奉スヘキ  
モノナレハ其送達ハ正本ヲ以テスヘキモノト思考ス

(問) 第七百五十條第二項ニ「債權ノ假差押ニ付テハ其命令ヲ發シタル  
裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス」トアリ右ハ假差押ノ範圍ニ止マリ若

シ本按訴訟事件ノ判決確定シ其執行力アル正本ニ因リ強制執行ヲ  
爲ス場合ニ於テ第六百條ノ如キ手續ヲ爲スハ第七百五十條ノ規定  
ニ依ラス第五百九十五條ニ從ヒ執行裁判所ノ支配スヘキモノナル  
ヤ

(答) 第七百五十條第二項ハ債權ノ假差押ニ付テノ管轄裁判所ヲ定ム  
ルノミナレハ本問ノ如キ場合ニハ勿論第五百九十五條ノ規定ニ從  
フヘキナリ

(問) 第七百六十二條ハ本按カ控訴審ニ繫屬スル時期ヲ除キ本按ノ起  
訴前後ヲ問ハス總テ第一審裁判所ニ於テ假差押ノ命令ヲ管轄スヘ  
キモノナルヤ

(答) 本按ノ起訴前ニハ本條ヲ適用ス可キ限ニ在ラス起訴前ニ在テハ  
總テ第七百三十九條ノ上段即チ物件所在地ノ區裁判所ニ於テ管轄



セサルヲ得ス第七百六十二條ハ起訴ノ後ニシテ控訴審ニ繫屬スル  
トキノ外ハ第一審裁判所ニ於テ管轄スルト云フニアリテ要之上訴  
期間中ハ勿論第一審裁判所ノ管轄ニ屬シ上告審ニ繫屬スルトキハ  
上告審之ヲ管轄セスシテ第一審裁判ニ於テ之ヲ管轄スト云フノ意  
義ニ外ナラス

(問) 假差押ヲ爲シタル后同一ノ債權者ヨリ同一ノ債務者ニ對スル同  
一事件ニ付キ確定判決ニ至リタルトキハ假差押ヲ爲シタル物件ハ  
更ニ差押ヲ爲サ、ルモ競賣ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 假差押ヲ爲シタル物件ニ關シ其目的ノ債權ニ付確定判決ヲ受ケ  
執行力アル正本ヲ得タル上ハ前ノ假差押ニ係ル物件ハ別ニ差押ノ  
手續ヲ要セスシテ眞ノ差押ト看做シ競賣ニ付シテ然ヘシ尤モ不動  
産船舶等ノ強制執行ニ付テハ其手續全ク異ナル故別ニ競賣開始ノ

決定ヲ爲スヲ要スヘシ

(問) 假差押ニ關スル費用ハ訴訟費用中ニ編入スヘキモノナルヤ將タ  
亦執行費用トシテ計算スヘキモノナルヤ

(答) 假差押ノ費用ハ後ニ本執行ヲ爲シ得ルニ至レハ執行費用ニ屬ス  
ヘキモ假差押ノ取消シトナリタルトキハ唯之ヲ申請シタル者ノ負  
擔ニ屬スルニ過キサルヘシ

### 第七編 公示催告手續

(問) 第七編ノ公示催告手續ハ現今之ヲ適用スルヲ得サルヤ

(答) 公示催告手續ノ規定ハ舊草按ニ於テハ之ヲ設ケサリシモ商法第  
四百三條及ヒ第七百十一條ノ規定ニ依リ民事訴訟法中ニ之カ規定  
ヲ設ケサルヲ得サルニ至リタリ茲ニ於テヤ第七編ナル一編ヲ設ケ  
且商法上ノ公示催告ノミナラス従前裁判上ノ公示催告ニ依ラサリ



シ所ノ遺失物若クハ漂流物等ニ關スル公示又ハ公債證書若クハ世襲財產等ニ關スル公示ノ類モ漸々法律ヲ以テ裁判上ノ公示催告ニ依ラシムルノ精神ニ出テシモノナレモ未タ其法律制定ニ至ラス加フルニ商法實施延期ニ相成リタル上ハ現今之ヲ適用スヘキモノナシ

第八編 仲裁手續

民事訴訟法解疑終

明治二十四年八月一日印刷并出版

著作者 今村 信行

小石川區小日向水道端町  
貳丁目五拾壹番地



印刷兼 發行者 長尾 景彌

芝區西久保茸手町壹番地



版權所有

發行所

東京 銀座四丁目  
大阪 備後町四丁目  
千葉 縣 千葉町  
福岡 縣 博多中島町  
佐賀 縣 佐賀新馬場  
播州 龍野町

博聞本社  
博聞分社  
博聞分社  
博聞分社  
博聞社代理店  
博聞社代理店



W327.2  
I.44

所 賣 販

神戶相生橋東詰	橫濱辨天通	京都寺町通五條上ル	京都河原町通	京都佛光寺通鳥丸東へ入ル	京都東洞院三條上ル	大阪備後町四丁目	大阪心齋橋通二丁目	大坂本町四丁目	東京京橋區彌左衛門町	東京京橋區三十間堀	東京京橋區三十間堀	東京京橋區尾張町	東京京橋區竹川町	東京本郷六丁目	東京本郷六丁目	東京日本橋區新大坂町	東京日本橋區通四丁目	東京日本橋區通三丁目	東京神田表神保町	東京神田裏神保町	東京神田南神保町	
熊谷久榮堂	丸屋信文堂	飯田信文堂	大黒屋太郎右衛門	東枝吉兵衛	村上勘兵衛	吉岡平助	松村九兵衛	岡島眞七	熱田弘文堂	長明堂	東海堂	共益商社	文海書院	哲學書院	小倉孫右衛門	大倉善兵衛	牧野善兵衛	丸善書店	八尾書店	中西屋邦太	明法堂	博弘堂

所 賣 販

薩州鹿兒島	肥後熊本	阿波德島	伊豫松山港町	伊豫松山港町	雲州松江	藝州廣島大手通	備前岡山	備前岡山	紀州和歌山北町	陸奥弘前土手町	濃州岐阜	甲州常磐町	越中富山	加州金澤	越後長岡	陸中盛岡	陸前仙臺大町	駿州靜岡江川町	信州長野	尾州名古屋本町	尾州名古屋本町	長崎引地町	函館末廣町
-------	------	------	--------	--------	------	---------	------	------	---------	---------	------	-------	------	------	------	------	--------	---------	------	---------	---------	-------	-------

吉田幸兵衛	長崎次郎	阪井萬吉郎	向井藏次郎	土肥與平	園山喜三右衛門	早速社	細謹社	森禎藏	津田源兵衛	野崎九兵衛	三浦源助	內藤傳右衛門	中野書店	牧野一平	目黒北堂	東村文助	木村文助	廣瀬市藏	西澤喜太郎	川瀨喜代助	片野東四郎	鶴野常藏	魁文社
-------	------	-------	-------	------	---------	-----	-----	-----	-------	-------	------	--------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	------	-----



神戸地方  
裁判所  
圖書之印

和  
第  
四  
卷  
九  




和  
第  
四  
卷  
九  
冊

神戶地方  
裁判所  
圖書之印



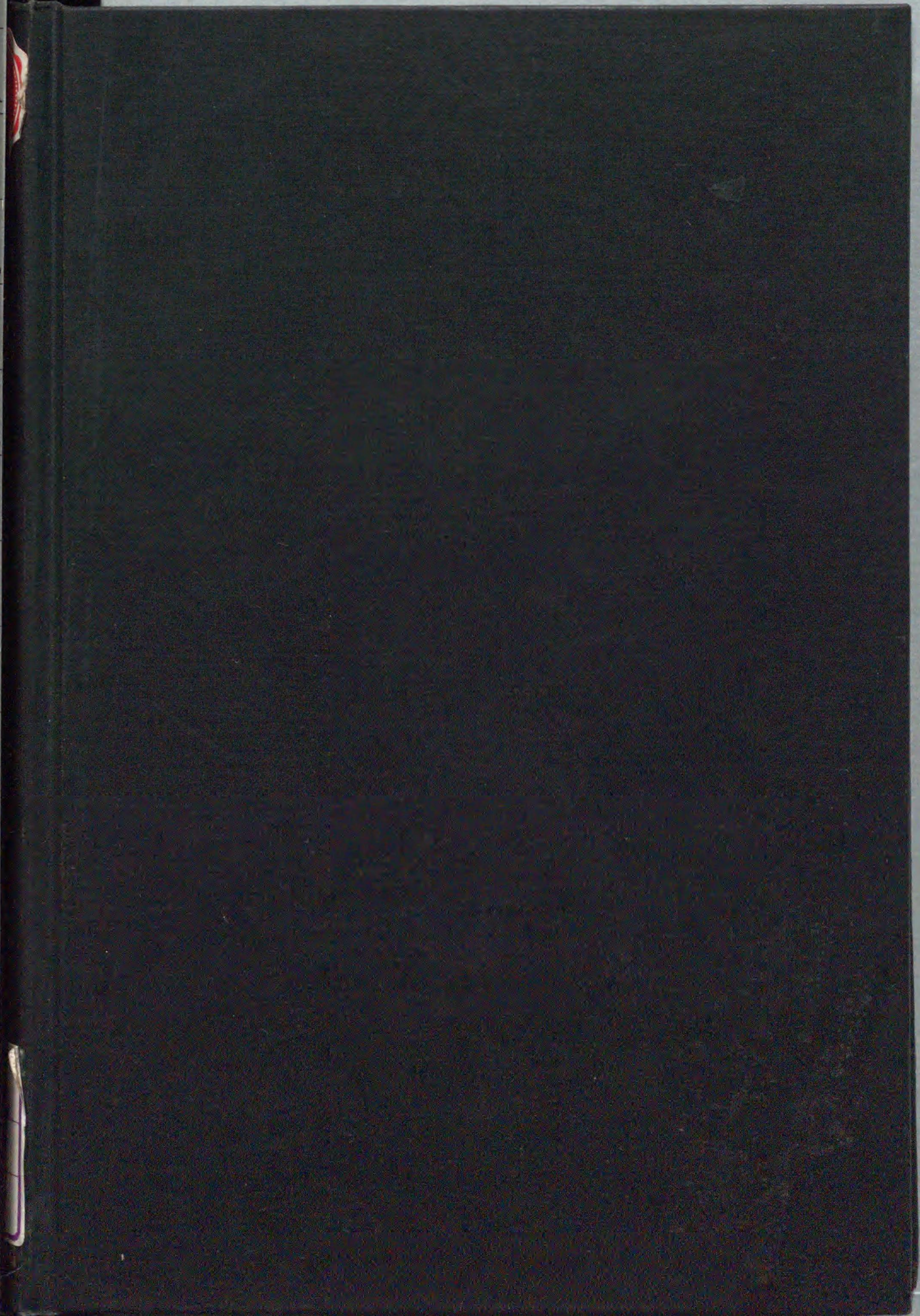


最高裁判所図書館



000128221





Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

